

長万部・黒松内圏域 広域的な立地適正化の方針

長万部町
黒松内町

令和7年3月

目 次

第1章 はじめに.....	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画期間	1
1-3 位置づけ	1
1-4 対象区域	2
第2章 長万部・黒松内圏域の現状と課題	3
1-1 人口	3
1-2 土地利用の規制状況	7
1-3 交通	8
1-4 都市機能	13
1-5 災害	23
1-6 上位・関連計画	26
1-7 長万部・黒松内圏域における課題	27
第3章 広域的な立地適正化に関する基本的な方針	28
3-1 広域的な立地適正化に関する基本的な方針	28
3-2 長万部・黒松内圏域が目指す将来像	29
第4章 誘導区域及び地域生活拠点の設定	31
4-1 基本的な考え方	31
4-2 誘導区域及び地域生活拠点の設定	31
4-3 誘導区域と地域生活拠点の広域的な連携	32
第5章 誘導施設及び誘導施設相当施設の設定	35
5-1 基本的な考え方	35
5-2 誘導施設及び誘導施設相当施設の設定	35
第6章 その他ネットワーク・連携に関する方針	37
6-1 公共交通を含む交通ネットワークに関する方針	37
6-2 観光・防災等に関する連携	39
参考資料1 上位・関連計画	40
1-1 長万部町	40
1-2 黒松内町	70
1-3 両町に関係する計画等	79

第1章 はじめに

1-1 背景と目的

長万部町と黒松内町は、JR 函館本線及び国道 5 号で結ばれ、JR・車で 20 分、バスで約 30 分と両町の距離は近く、古くから通勤通学、買い物など日常的な結びつきが強いエリアであり、広域的な生活圏として一体の圏域を形成しています。また、豊浦町も加えた 3 町で「長万部町・黒松内町・豊浦町 3 町連携会議（通称：はしっこ同盟）」にかかる協定を締結し、観光・地域活性化の面で連携を深めており、北海道新幹線長万部駅開業による効果を高める機運醸成の取組が進められています。

長万部町においては、令和 2 年度に都市計画マスタープランを改訂するとともに、令和 3 年度に立地適正化計画を策定し、誘導区域及び誘導施設を定め、都市機能及び居住機能の誘導を図っているところです。

今後、人口減少・少子高齢化の進行により、商業や医療等の生活利便施設の減少、地域活力の低下が懸念される中、広域圏域として通勤通学、買い物などの日常的なつながりを活かし、公共交通によって圏域のネットワーク形成を図ることで、圏域が一体となった持続可能な多極型コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるため、長万部・黒松内圏域（以下、「本圏域」といいます。）における「広域的な立地適正化の方針」を策定します。

1-2 計画期間

本方針の計画期間は、「長万部町立地適正化計画」との整合を図るため、令和 7 年度（2025 年度）～令和 22 年度（2040 年度）までとします。

なお、計画策定後の社会経済状況の変化や国・北海道のまちづくり施策の動向、本圏域の人口・土地利用等の動向や新たな上位・関連計画との整合、施策の進捗や効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとします。

1-3 位置づけ

広域的な立地適正化の方針は、両町の連携強化を行い、効率的な都市運営を行うにあたっての共通認識として持つべき広域的な方針を示すものです。

広域的な立地適正化の方針の策定にあたっては、長万部都市計画区域における「整備・開発・保全の方針」（北海道）や両町の総合計画などの上位計画を踏まえて策定します。

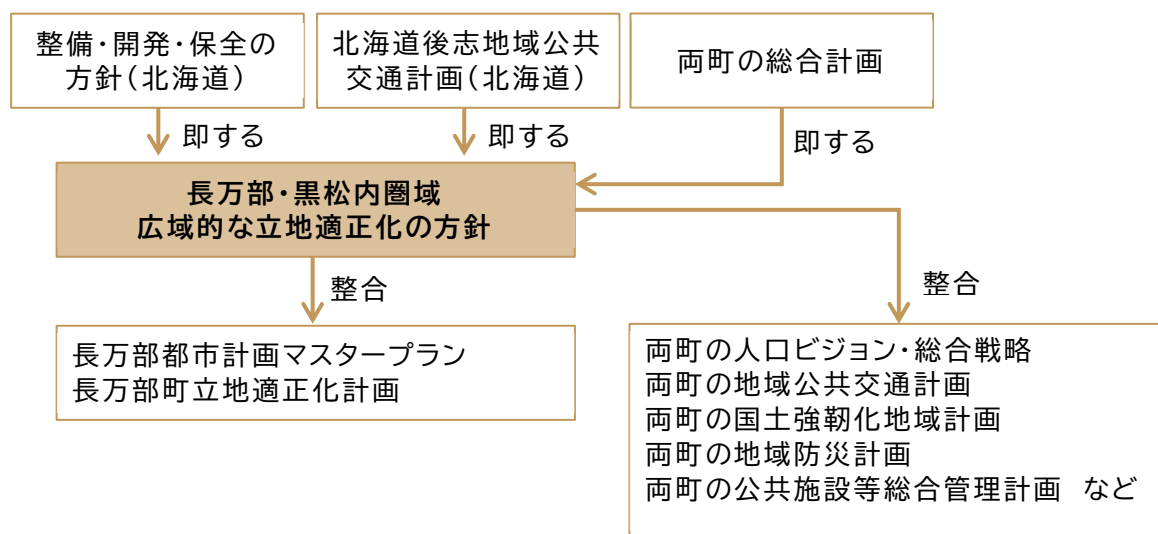


図 本方針の位置付け

1-4 対象区域

対象区域は、長万部町、黒松内町の両町の行政区域とします。



図 対象区域

第2章 長万部・黒松内圏域の現状と課題

1-1 人口

(1) 人口動向・将来推計

本圏域では、一貫して人口減少が進行しており、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)の20年間で3,740人(約32%)減少し、7,900人となっています。20年後の令和22年(2040年)には5,140人と、2,760人(約35%)の減少が予測されています。

令和2年(2020年)を100とすると、令和22年(2040年)の人口は、長万部町が63、黒松内町が69となっており、黒松内町より長万部町の方が人口減少のスピードが速いことが予測されています。

年齢3区分別にみると、どの年齢区分も減少しており、年少人口・生産年齢人口が占める割合は減少、老年人口が占める割合(高齢化率)は、令和2年(2020年)で40%、令和22年(2040年)で48%に増加すると予測されています。

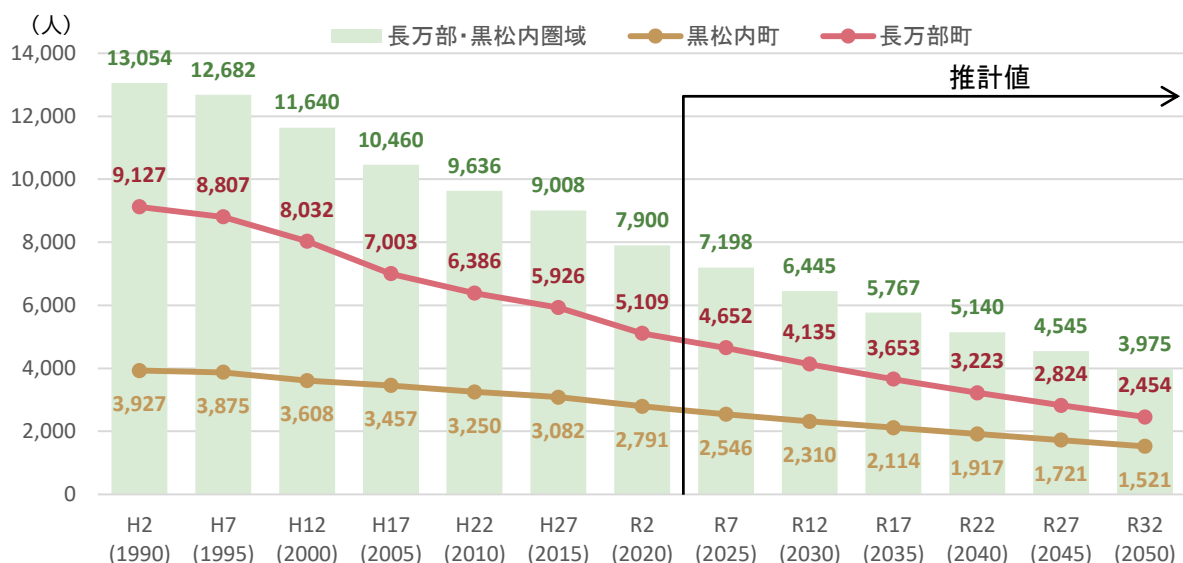


図 長万部・黒松内圏域における人口推移と将来推計

資料：総務省「平成2年～令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

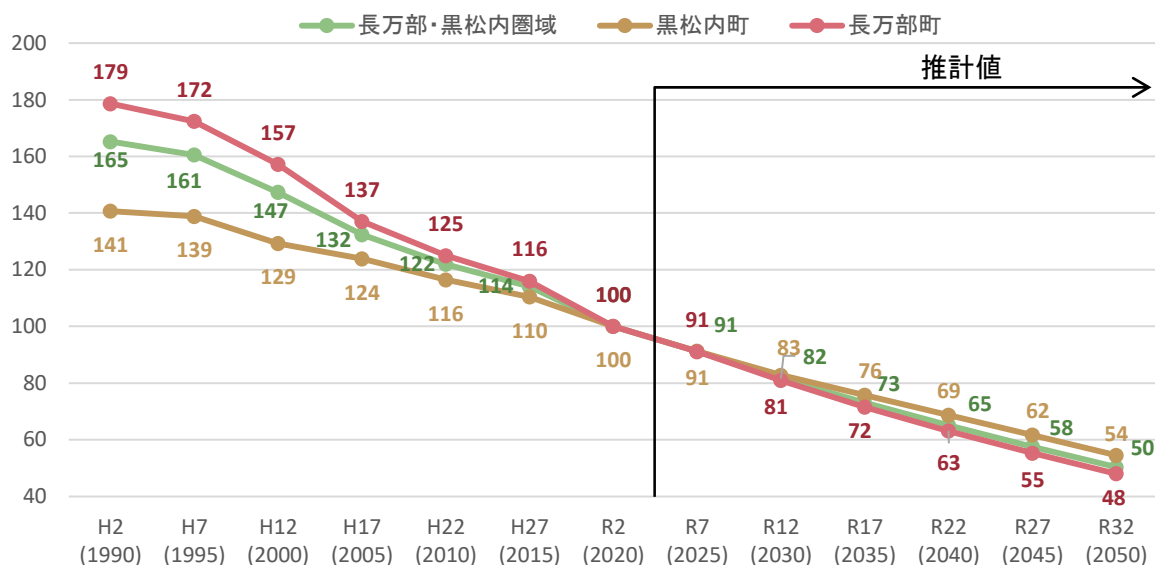
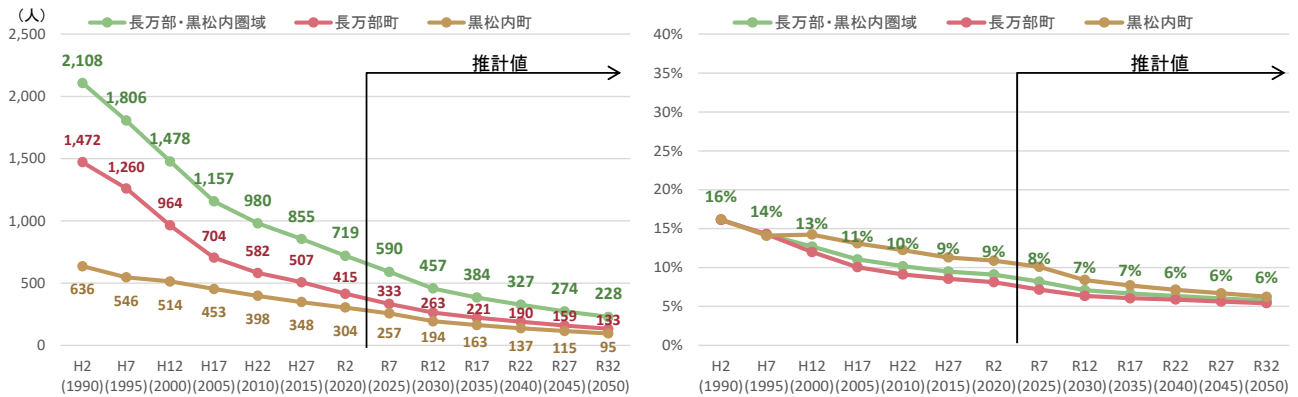


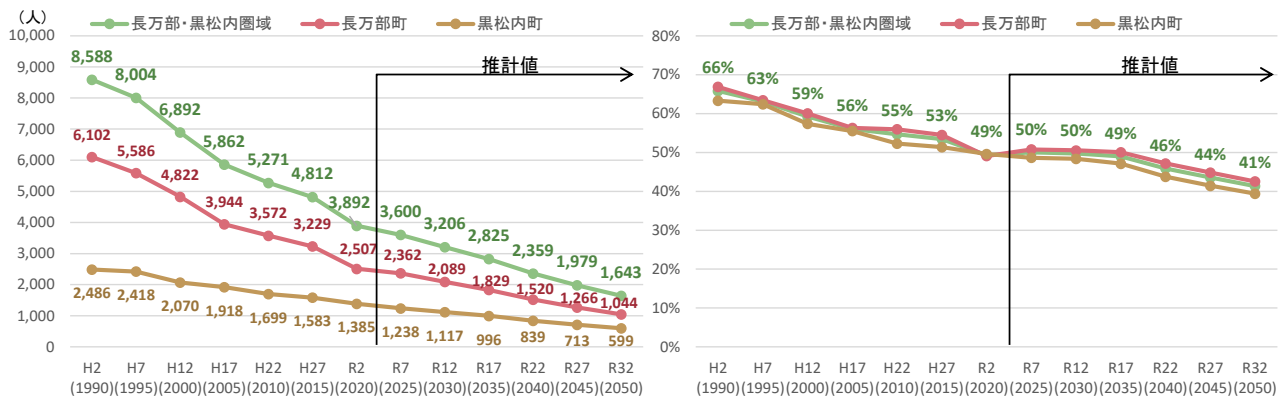
図 令和2年を100とした長万部・黒松内圏域における人口推移と将来推計

資料：総務省「平成2年～令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

年少人口(0～14 歳)



生産年齢人口(15～64 歳)



老年人口(65 歳～)

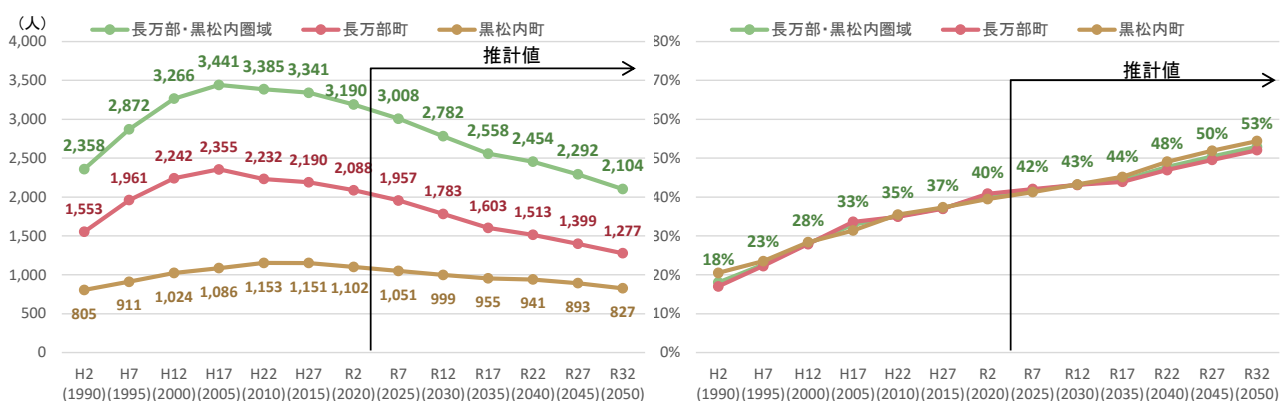


図 長万部・黒松内圏域における年齢3区分別人口割合の推移と将来推計

資料：総務省「平成2年～令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(2)通勤・通学の状況

本圏域に居住する15歳以上の通勤・通学の状況を見ると、自都市内での通勤・通学が多くを占めますが、長万部町から黒松内町へ「通勤」する人、黒松内町から長万部町に「通学」する人が一定数あり、日常生活において両町の関係性が強いことが伺えます。

また、通勤・通学における交通手段をみると、自家用車での移動が大半となっています。

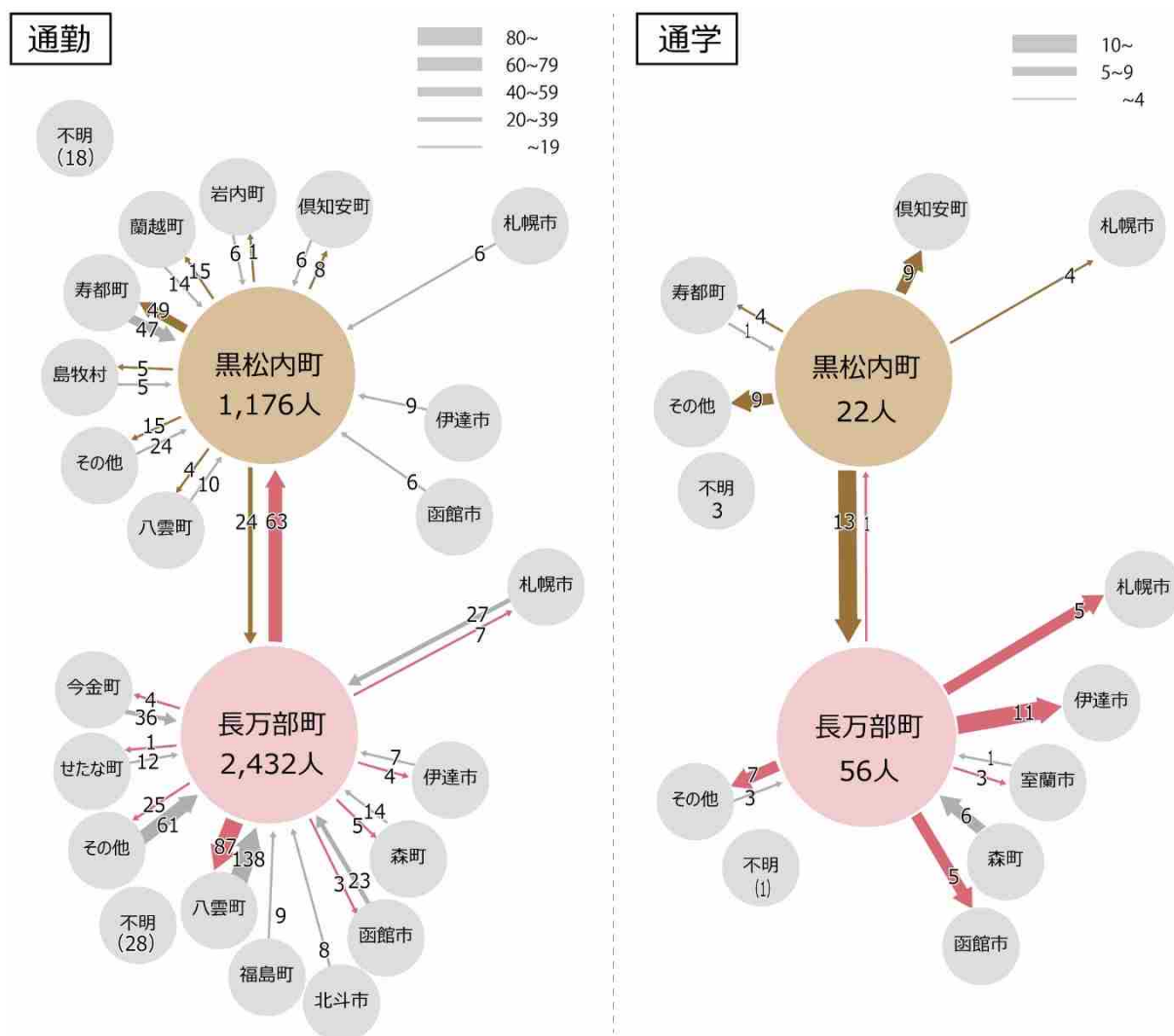
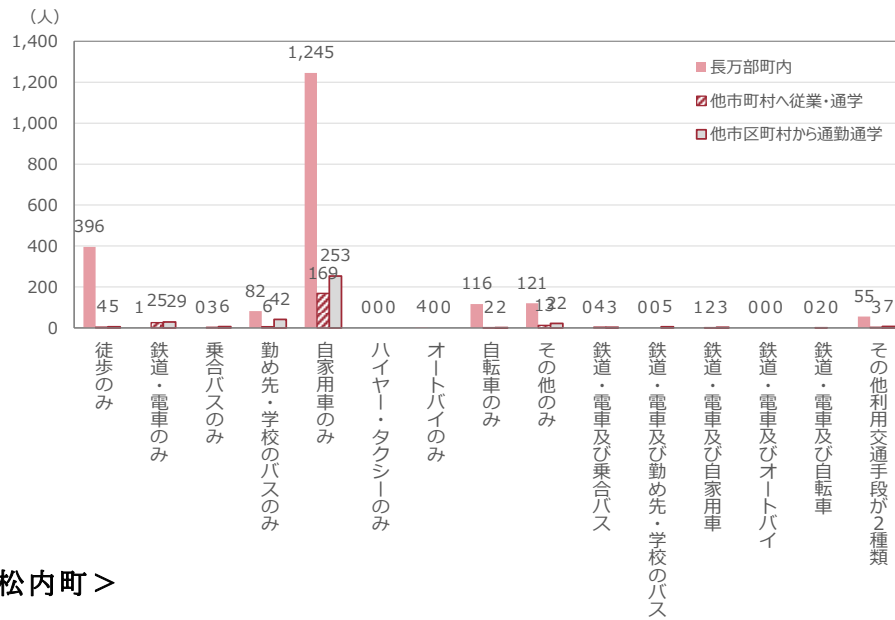


図 通勤・通学の状況
資料: 総務省「令和2年国勢調査」

<長万部町>



<黒松内町>

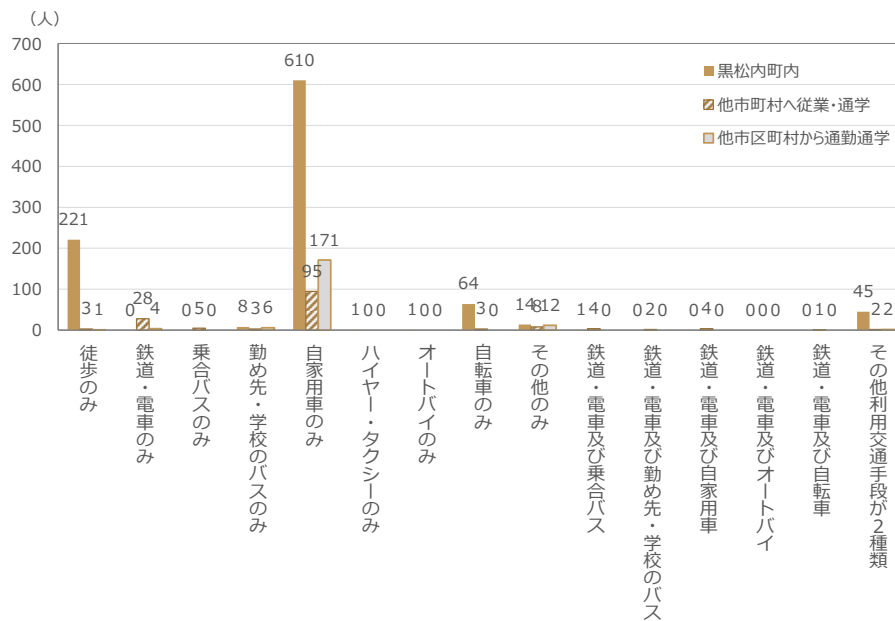


図 通勤・通学における利用交通手段
資料：総務省「令和2年国勢調査」

1-2 土地利用の規制状況

長万部町には、長万部都市計画区域(非線引き)が定められており、都市計画区域内の用途地域外の大部分に農用地区域や地域森林計画対象民有林が指定されています。

黒松内町には、都市計画が定められておらず、市街地内は農業地域(農用地区域外)に含まれています。

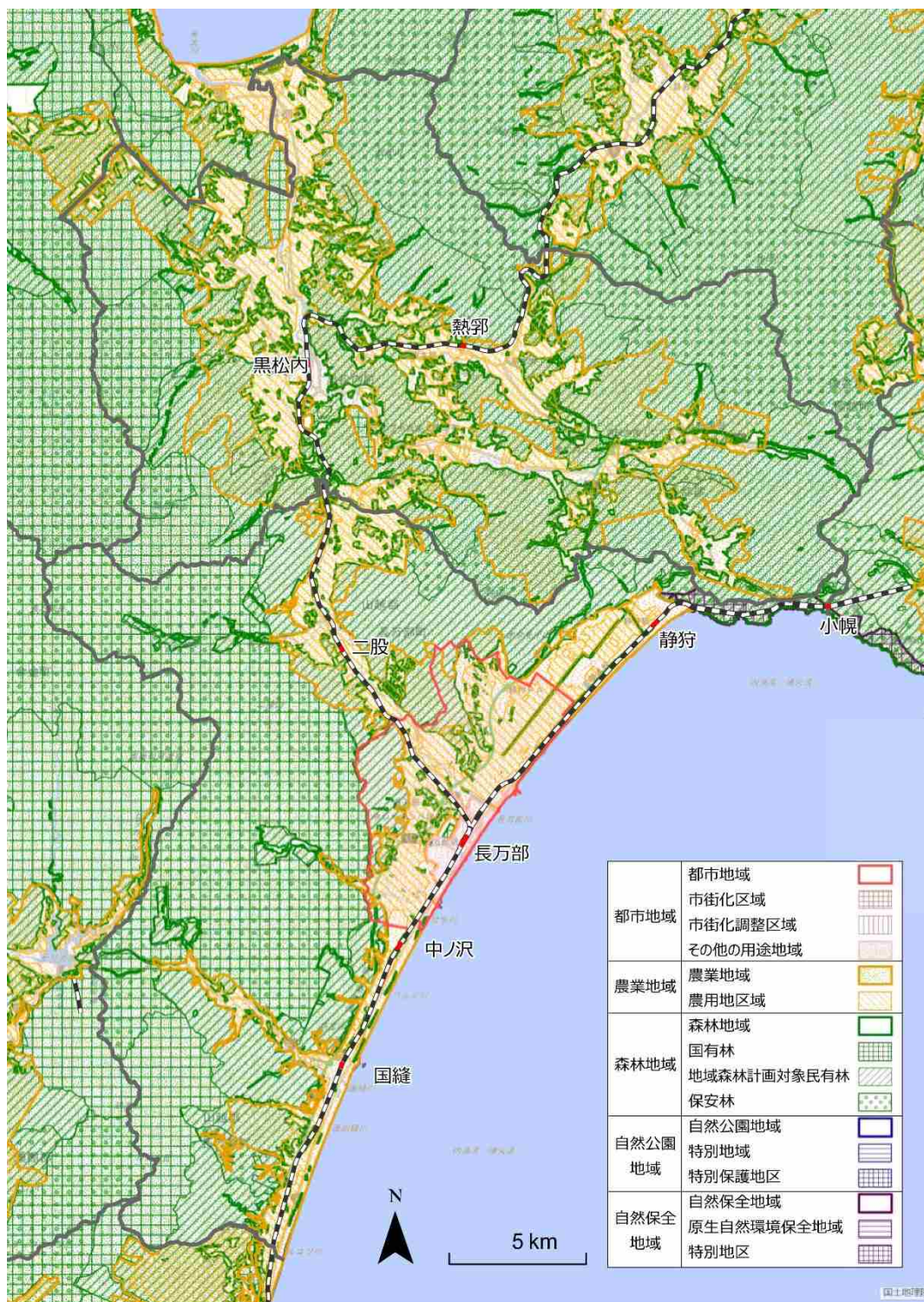


図 土地利用計画図

資料：国土交通省「土地利用調整総合支援ネットワークシステム LUCKY」

1-3 交通

(1) 道路ネットワーク

広域道路ネットワークとして、北海道縦貫自動車道が整備されており、国道 5 号により俱知安方面と函館方面、国道 37 号により長万部～室蘭方面、また国道 229 号により小樽方面と江差方面とつながり、主要道道によってこれらの道路が接続することによって、檜山・渡島～後志～胆振～石狩における観光周遊や救急搬送、物流等を支えています。

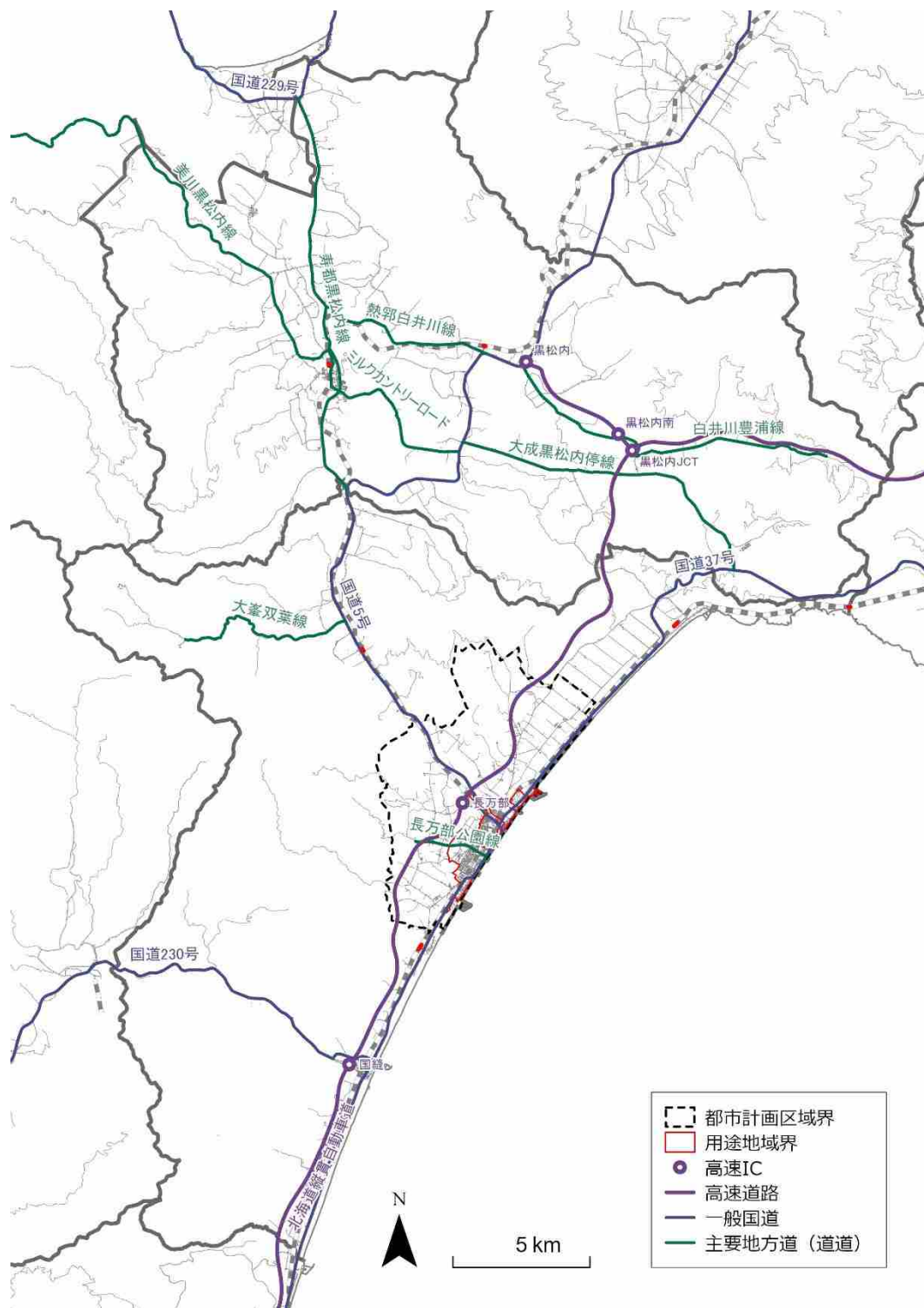


図 道路ネットワーク

(2) 公共交通ネットワーク

① 鉄道

長万部町は札幌市と函館市の間地点に位置し、JR 函館本線と JR 室蘭本線が交わる地点となっていることから、道央圏と道南圏を結ぶ交通の要衝として発展してきました。

長万部町には、長万部駅、二股駅、国縫駅、静狩駅の 4 駅、黒松内町には黒松内駅、熱帯駅の 2 駅が設置されています。長万部駅のみが有人駅で、札幌駅と函館駅を結ぶ特急列車「北斗」の全便が停車するほか、すべての普通列車の発着駅となっています。

長万部駅に停車する列車の本数をまとめると、特急列車は、函館方面、札幌方面ともに 11 本/日運行しています。普通列車は、倶知安方面、函館方面、東室蘭方面と結ばれ、全ての列車の発着駅となっています。長万部・倶知安間は1日4往復し、黒松内駅や熱帯駅に停車します。長万部・東室蘭間は1日5往復、うち長万部から東室蘭方面は、苫小牧着が1本、室蘭着が1本あります。長万部・森間は1日6往復、長万部から森方面は、森着が1本、函館着が5本、森方面から長万部は、函館発が3本、森発が3本となっています。

なお、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の開業に伴い、並行在来線(函館・小樽間)は廃線となり、バス交通への転換となる予定となっています。

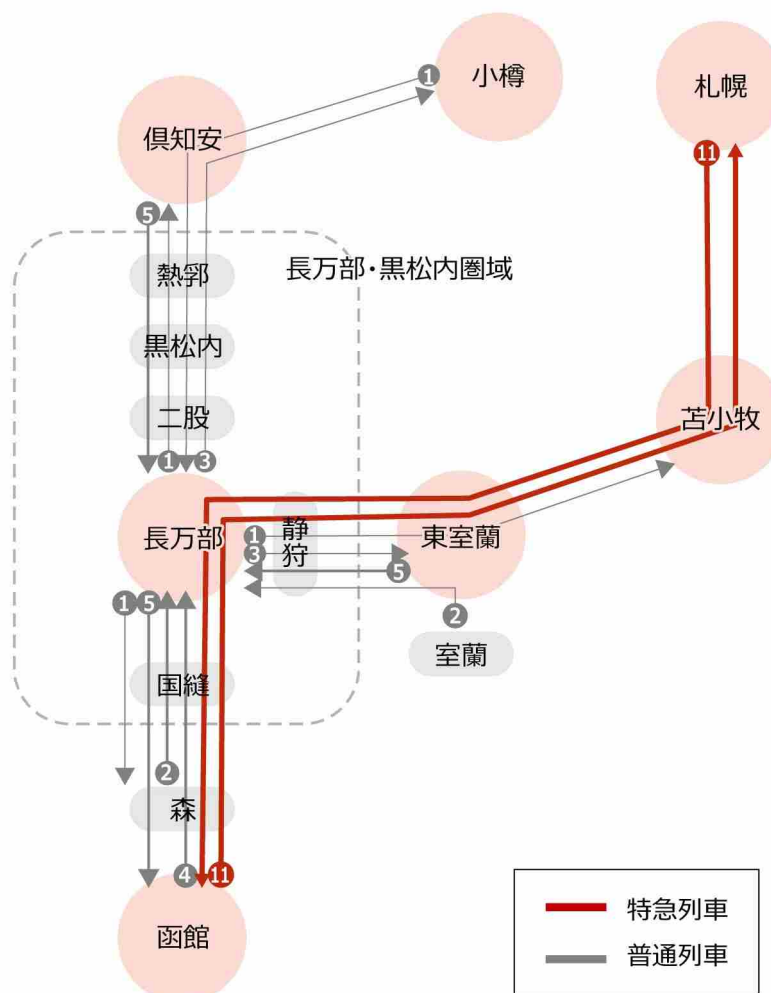


図 長万部・黒松内圏域を運行する鉄道運行状況図

資料: JR 北海道 HP

【北海道新幹線】

北海道新幹線(新函館北斗～札幌間)が今後、開業予定となっており、現在の長万部駅の位置に新幹線長万部駅が整備されます。

新幹線長万部駅は、室蘭・苫小牧方面への乗換駅となることから、関東・東北方面からの新幹線利用客の重要な中継駅となるとともに、観光面では、洞爺湖や登別温泉等の観光地への玄関口としての位置づけも期待されます。

新幹線長万部駅の駅勢圏は、黒松内町や室蘭市など 10 市町村が「第1次駅勢圏※」に、苫小牧市なども加えた 15 市町村が「第2次駅勢圏※」と見込まれています。

※第1次駅勢圏、第2次駅勢圏：平成 18 年「北海道新幹線長万部駅周辺整備構想」において、長万部駅利用者の想定あたって設定された駅勢圏。蘭越町は倶知安駅の駅勢圏に、せたな町や今金町は八雲駅の駅勢圏、白老町及び苫小牧市は新千歳空港の利用も想定されることから第2次駅勢圏となっている。

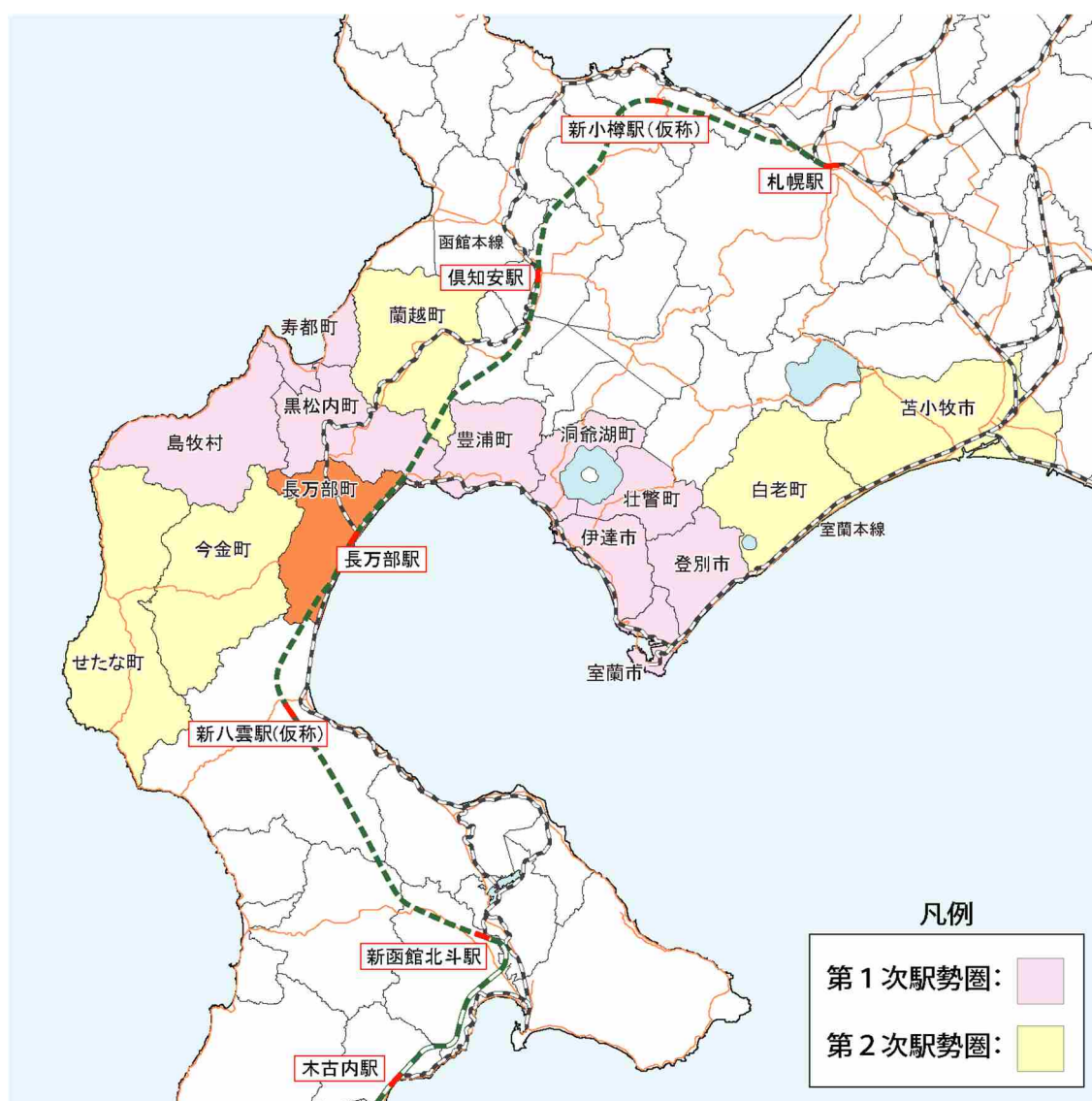


図 北海道新幹線長万部駅の駅勢圏

②バス

バスの運行状況をまとめると、ニセコバス㈱が運行する路線バスにより長万部～黒松内～寿都が結ばれており、長万部～黒松内は1往復/日であり、黒松内～寿都は3往復/日運行しています。

また、函館バス㈱が運行する路線バスにより、函館・せたな～長万部が結ばれており、函館～長万部は4往復/日、せたな～長万部は7往復/日となっています。

さらに、高齢者の健康増進や親睦を深めることを目的として、長万部町では老人福祉バスを、黒松内町では福祉バスを運行しています。

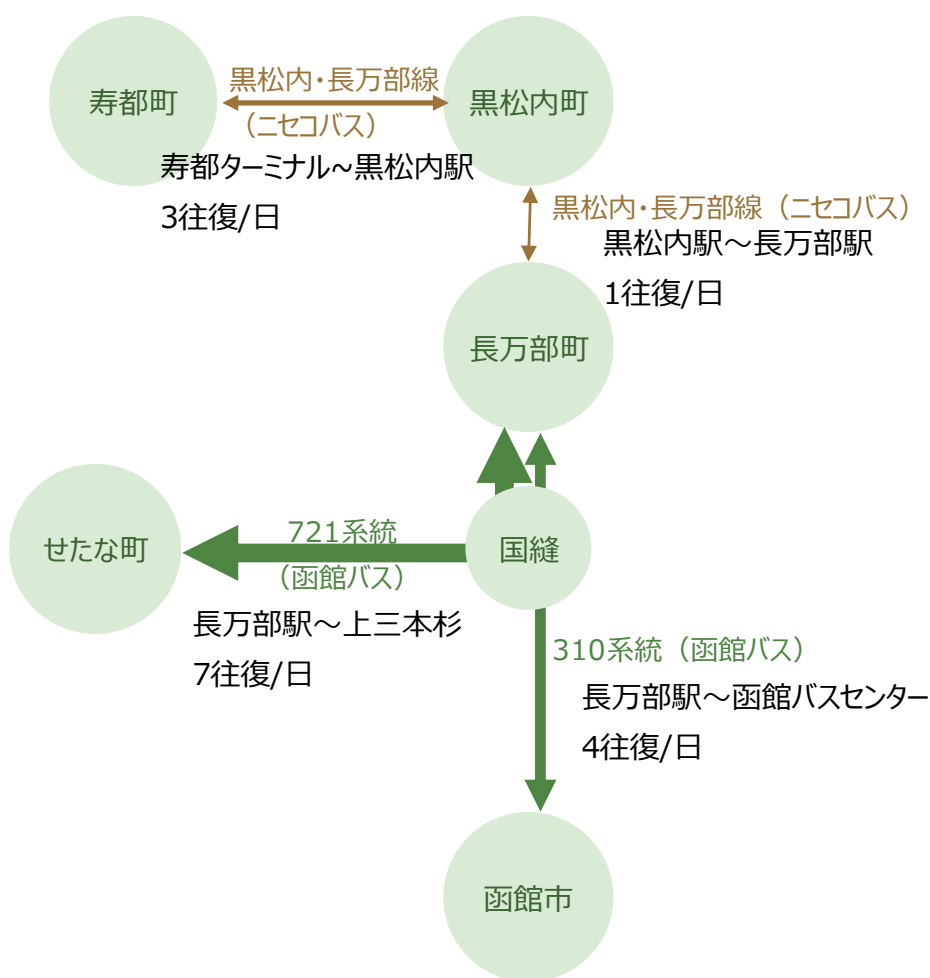


図 バスの運行状況

資料：函館バス HP(令和 6 年 5 月 7 日 現在)、ニセコバス HP(令和 6 年 4 月 1 日改正)

鉄道駅は 800m、バス停は 300m の徒歩圏を設定し、そのカバー状況をみると、長万部町の用途地域内の居住エリア、黒松内町における市街地部を概ねカバーできています。

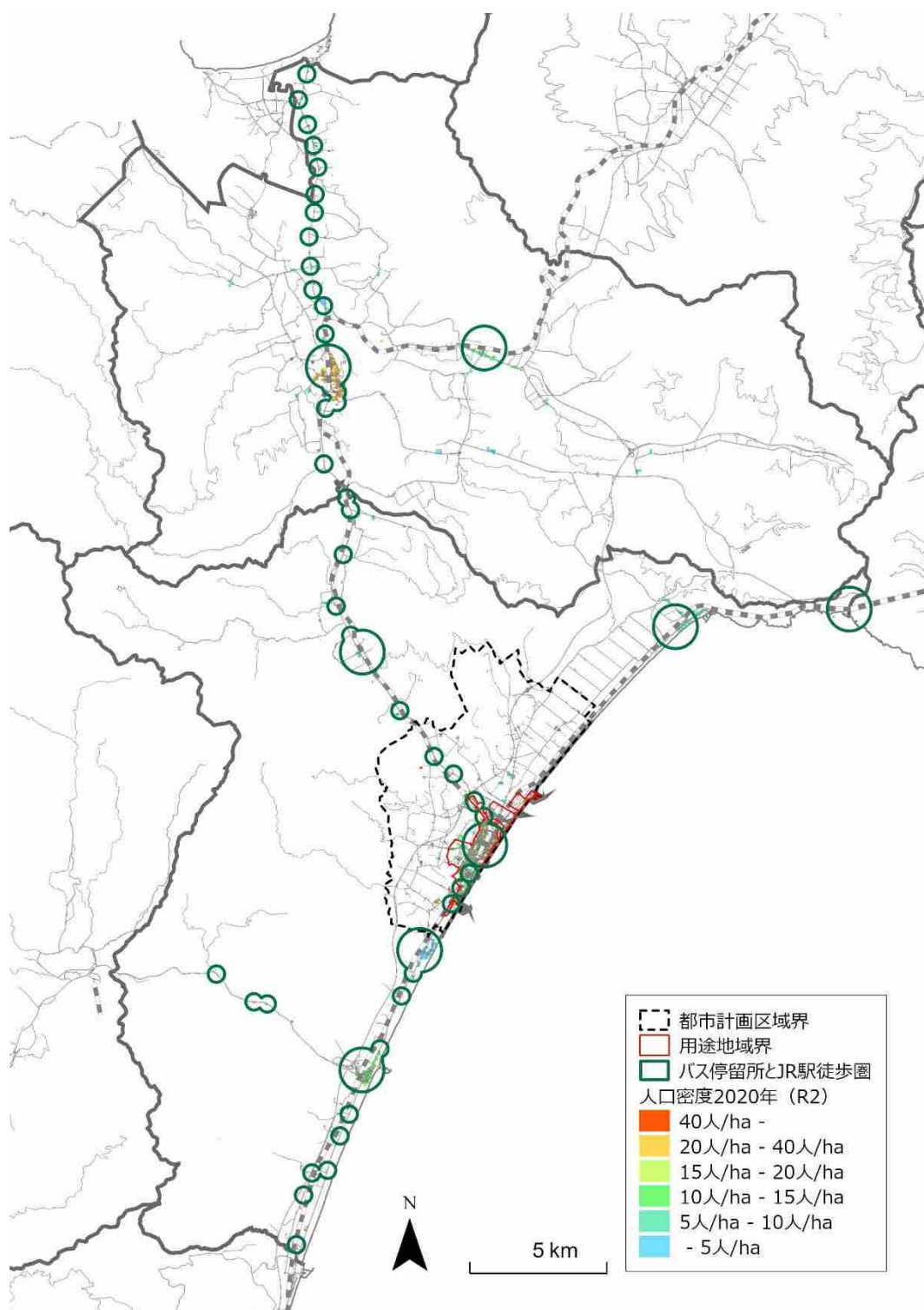


図 公共交通によるカバー状況(鉄道駅:800m、バス停 300m)

資料:国土数値情報

1-4 都市機能

(1) 医療施設

内科、小児科をもつ医療施設は、長万部町は長万部町立病院、黒松内町は国保くろまつないブナの森診療所が立地しています。

長万部町は渡島総合振興局管内、黒松内町は後志総合振興局管内に位置するため、医療圏は両町で分かれています。具体的には、長万部町は3次医療圏が道南、2次医療圏が北渡島檜山医療圏※¹に含まれており、黒松内町は3次医療圏が道央、2次医療圏が後志医療圏※²に含まれています。

※1:北渡島檜山医療圏：八雲町、長万部町、せたな町、今金町

※2:後志医療圏：小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

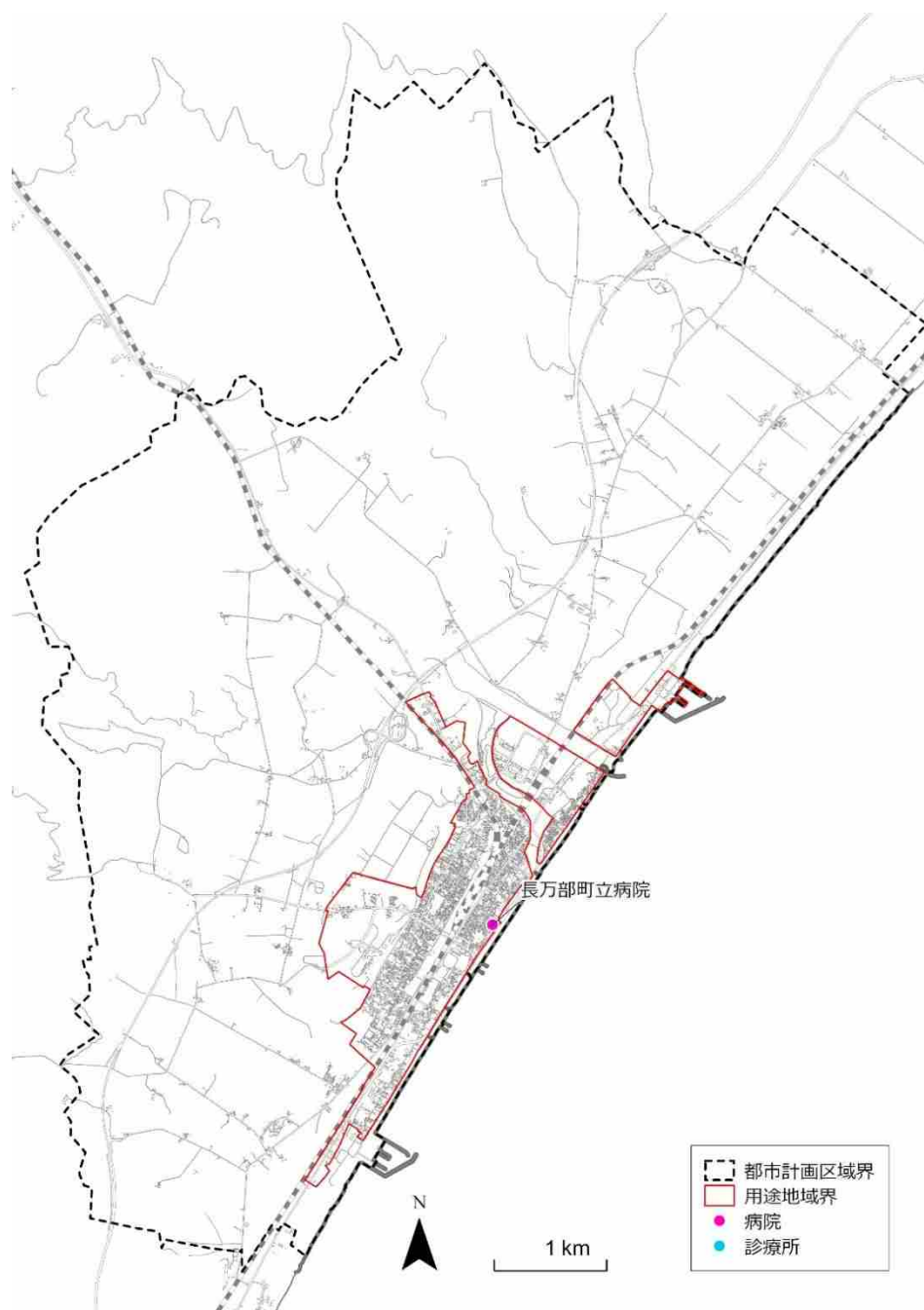


図 医療施設の立地状況(長万部町)

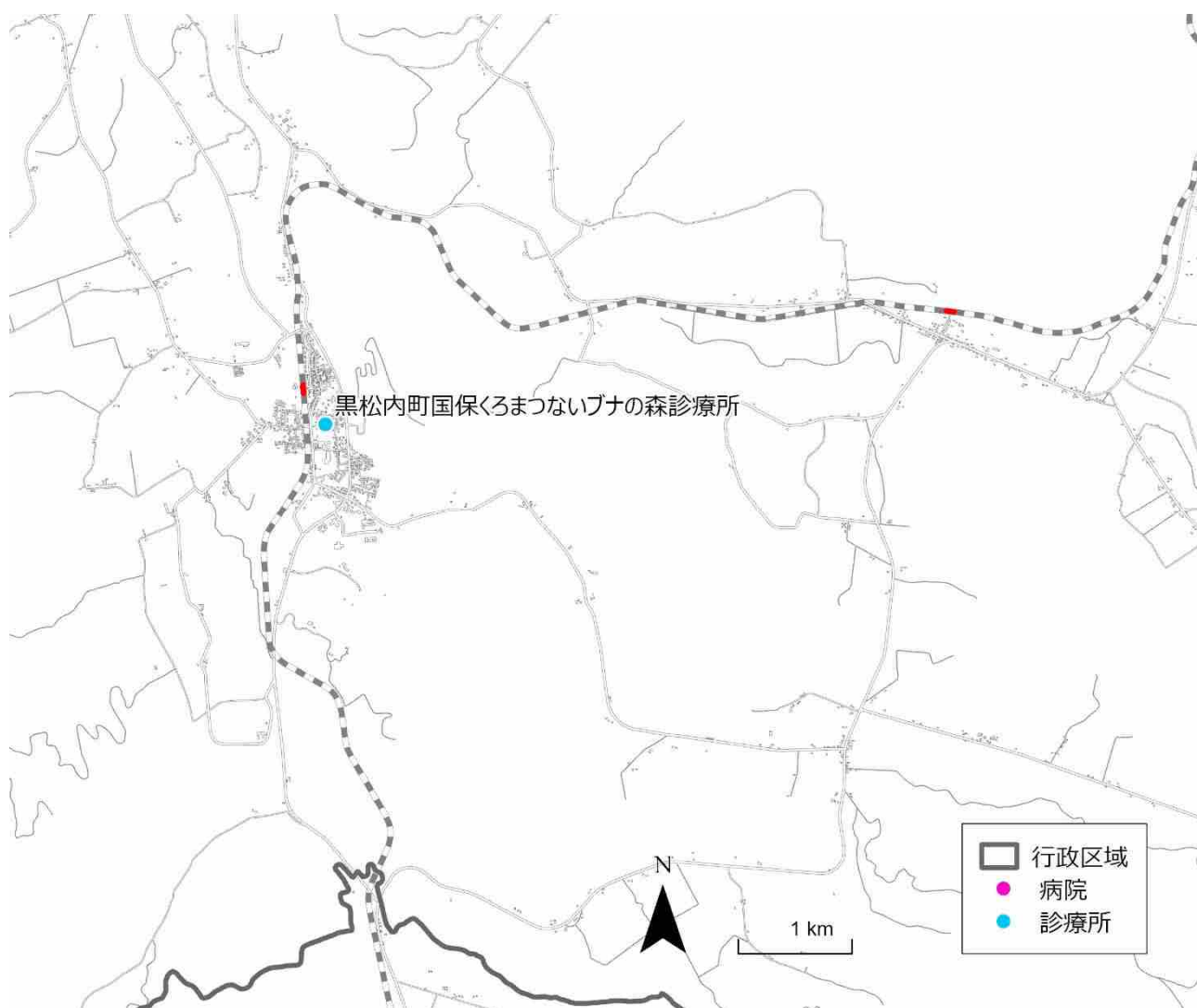


図 医療施設の立地状況(黒松内町)

(2)商業施設

長万部町、黒松内町それぞれに食品店とコンビニが立地しています。

このうち、大型小売店舗(店舗面積 1,000 ㎡以上)は、長万部町のみ立地しています。

また、長万部町、黒松内町、豊浦町の3町で構成される「はっっこ同盟」は、2023年7月に生活協同組合コープさっぽろと包括連携協定を結び、移動販売車の運行が行われています。

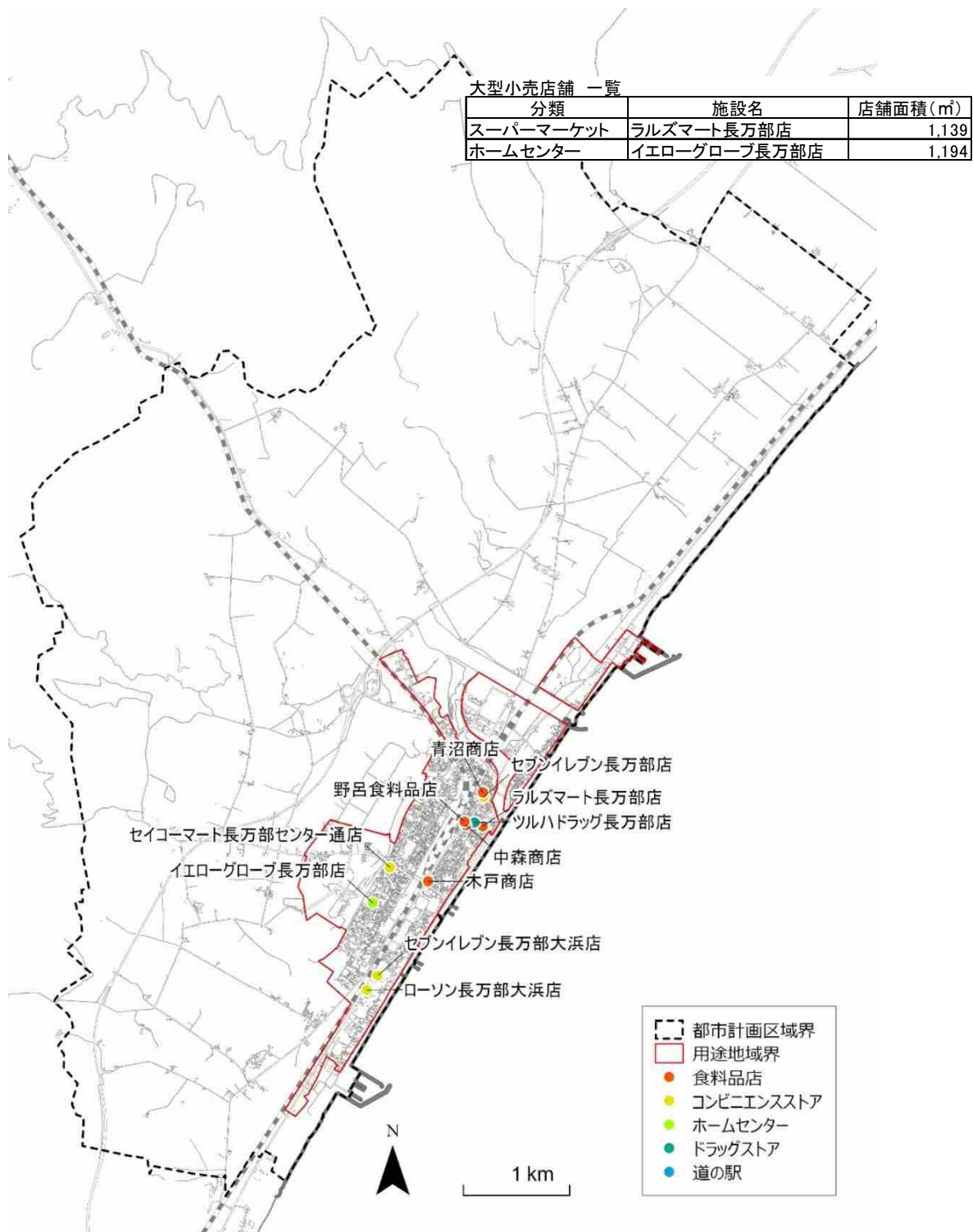


図 商業施設の立地状況(長万部町)

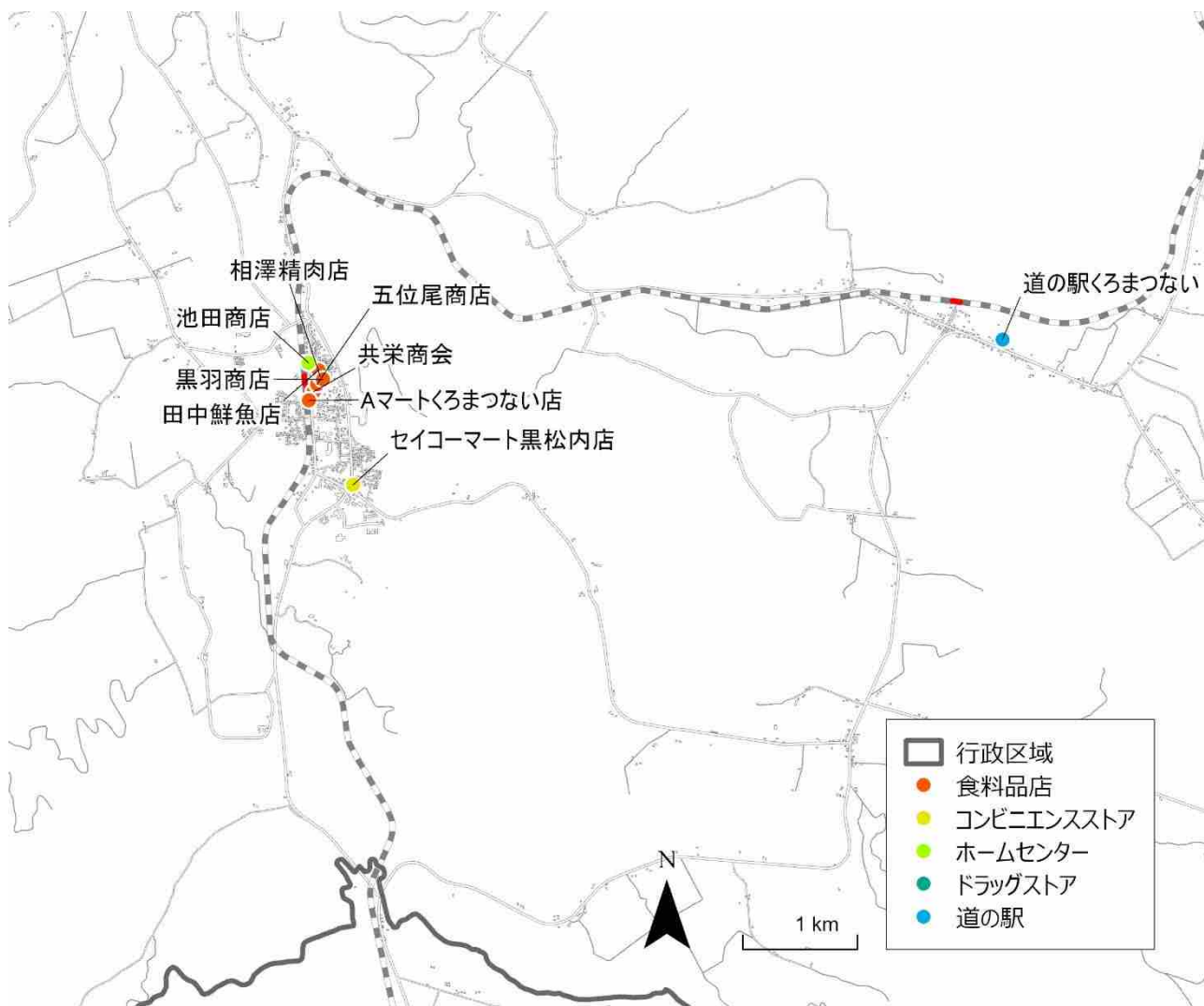


図 商業施設の立地状況(黒松内町)

(3) 行政サービス機能

長万部町は渡島総合振興局管内、黒松内町は後志総合振興局管内に位置するため、行政サービス機能は両町で管轄は分かれています。なお、黒松内町の熱帯地区に立地する郵便局においては、一部の行政サービスの提供が行われています。

消防については、長万部町に消防本部があり、長万部町内に国縫、静狩、中ノ沢、双葉に消防分団が立地しています。黒松内町は、岩内・寿都地方消防組合（本部：岩内町）に含まれており、黒松内町内に支署が立地しています。

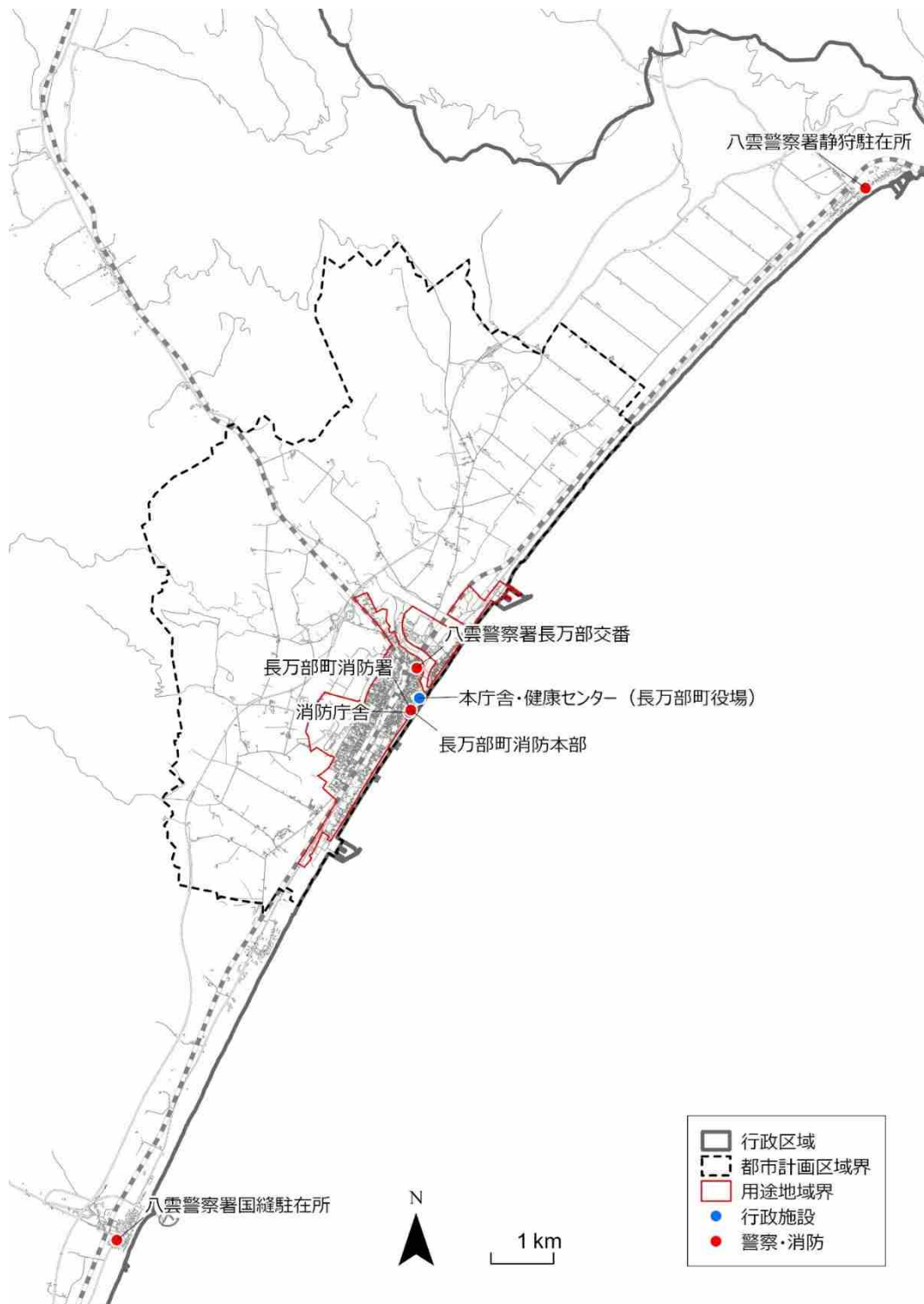


図 行政施設の立地状況(長万部町)

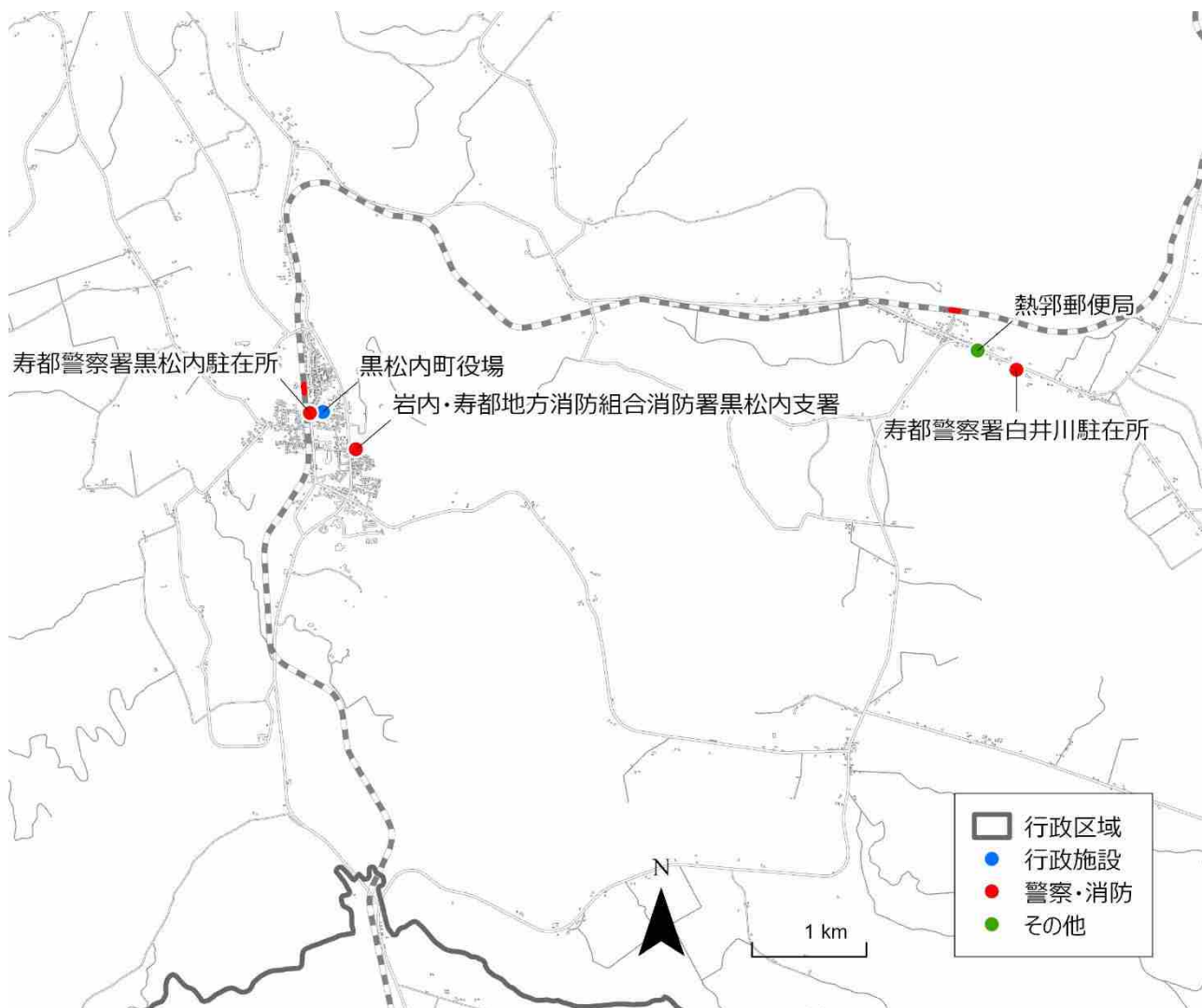


図 行政施設の立地状況(黒松内町)

(4)教育施設

両町に小中学校が立地しているほか、長万部町には高等学校、大学が立地しています。

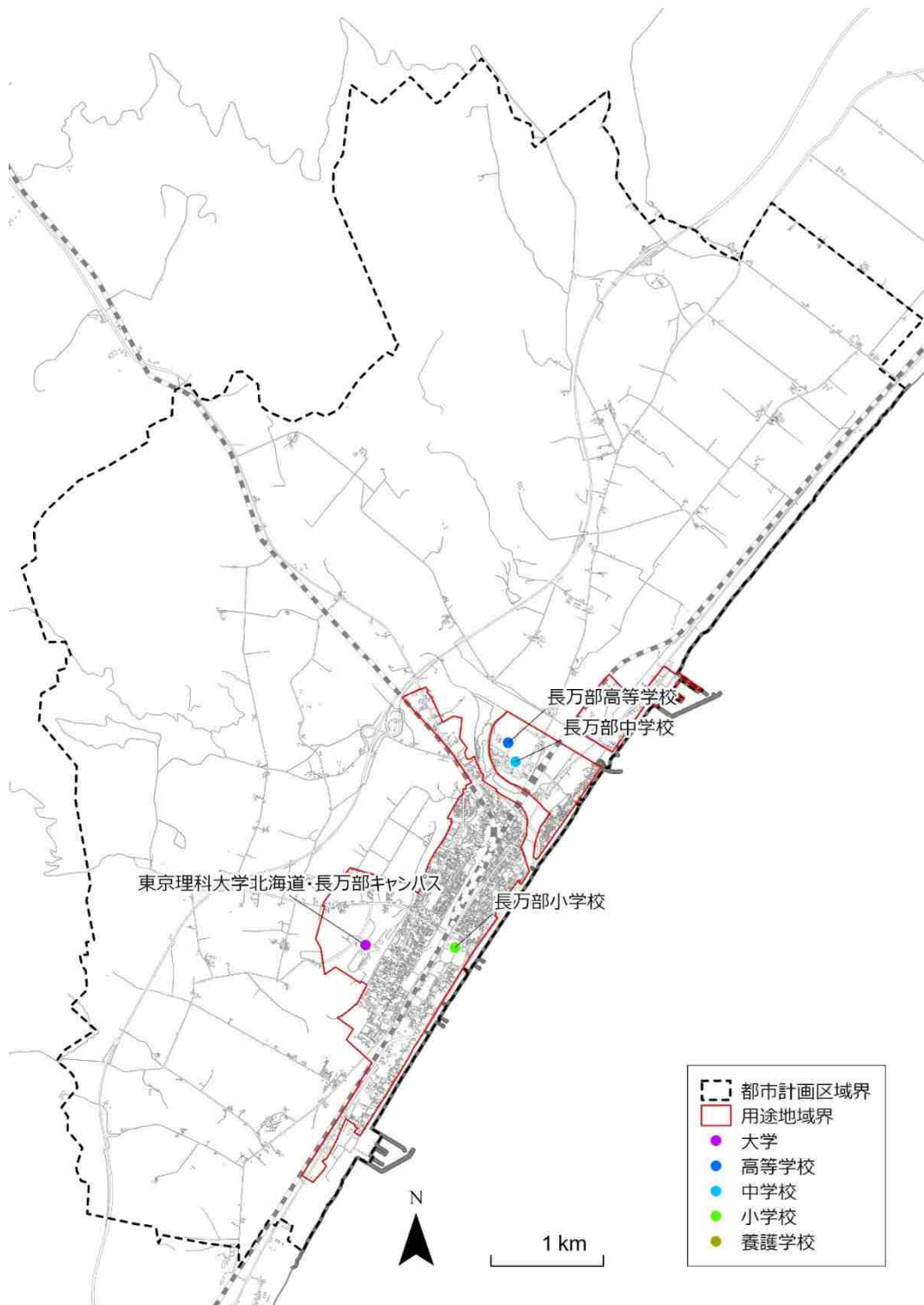


図 教育施設の立地状況(長万部町)

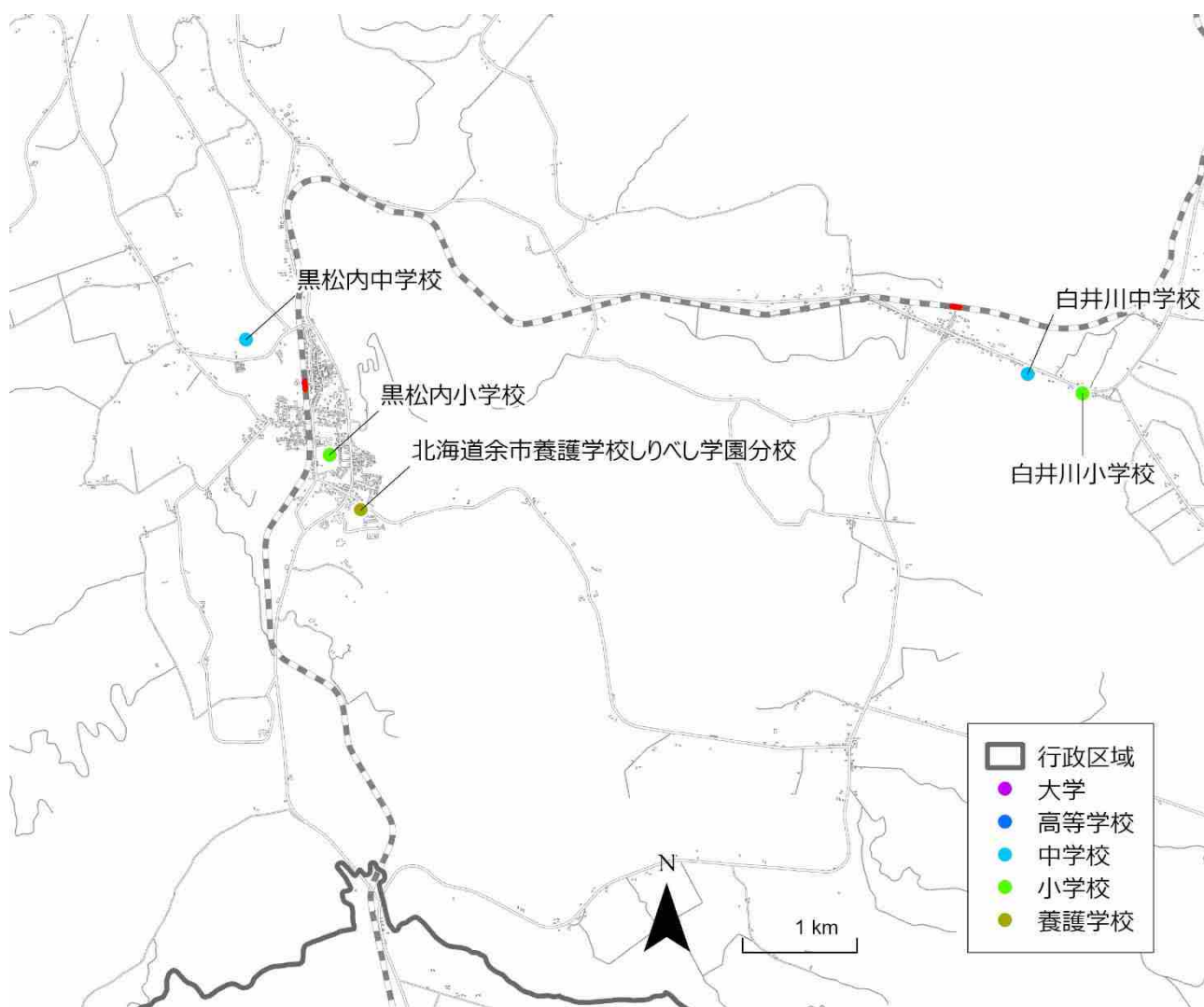


図 教育施設の立地状況(黒松内町)

(5) スポーツ・文化施設

両町ともに、スポーツ施設や図書館等の文化施設が立地しています。

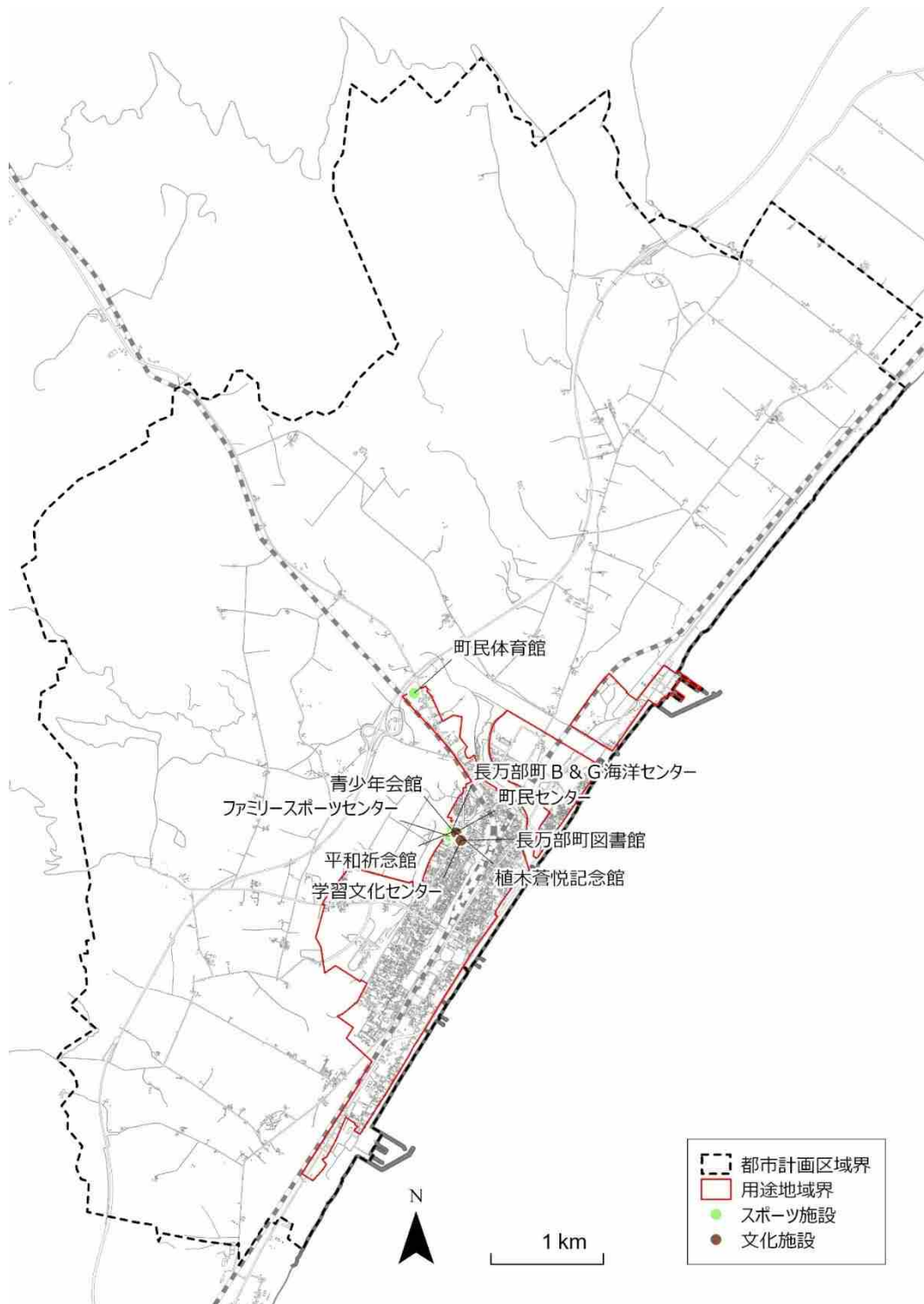


図 スポーツ・文化施設の立地状況(長万部町)



図 スポーツ・文化施設の立地状況(黒松内町)

(3)洪水

長万部川による洪水浸水想定区域は、市街地北部のエリアにかかっています。浸水域 0.5m 未満のエリアには多くの住宅が立地しています。

また、黒松内町では朱太川、黒松内川、熱那川による洪水浸水想定区域は、市街地内に広くかかっており、さらに市街地内でも浸水深が 3.0m 以上となっています。

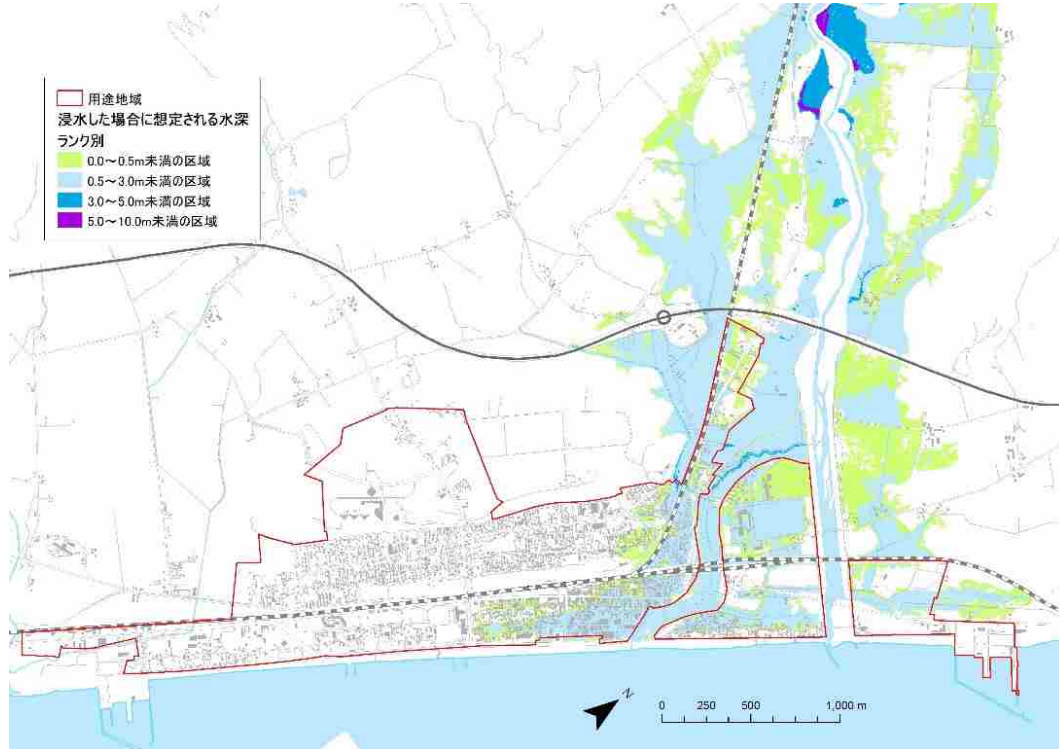


図 洪水浸水想定区域(長万部町)

資料:長万部川水系長万部川洪水浸水想定区域図(令和 2(2020)年)

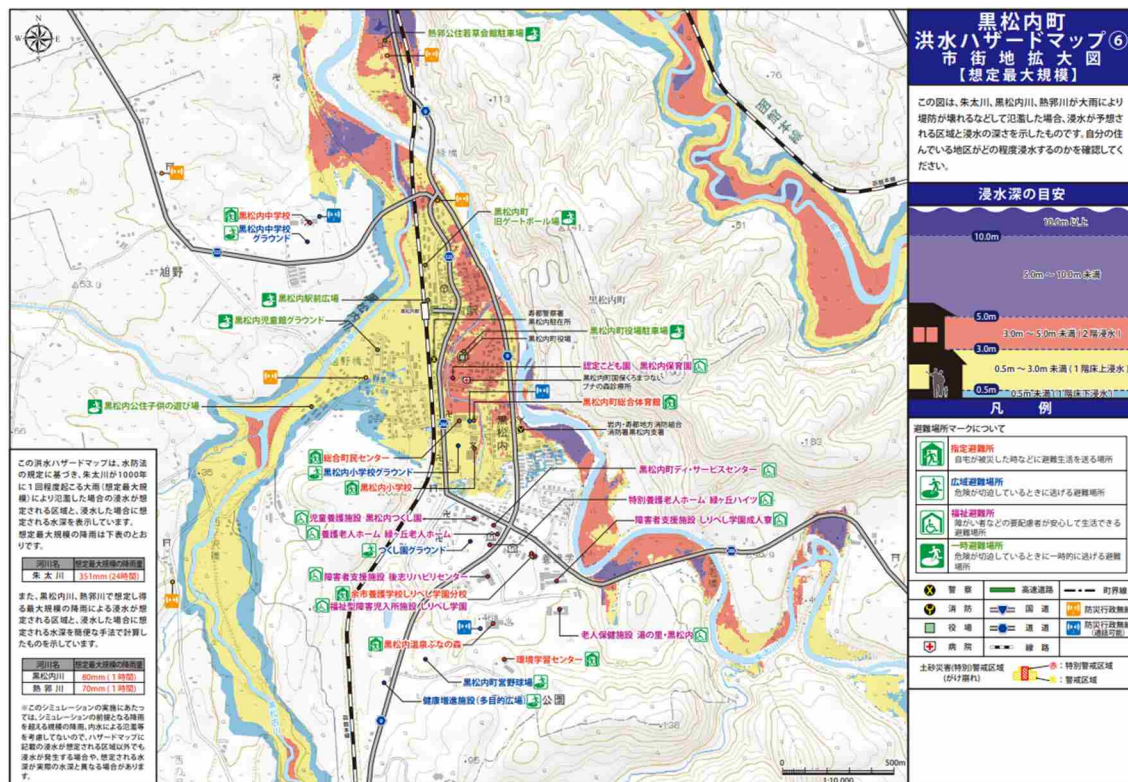


図 洪水浸水想定区域(黒松内町)

資料:黒松内町洪水ハザードマップ

(4)土砂災害

長万部町の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、鉄道より山側に指定され、区域内に立地している住宅があります。

黒松内町の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、市街地から離れた位置(字白井川、字大成)に2か所指定されています。



図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(長万部町)

資料:北海道「土砂災害警戒情報システム」(令和2(2020)年3月集計データ)

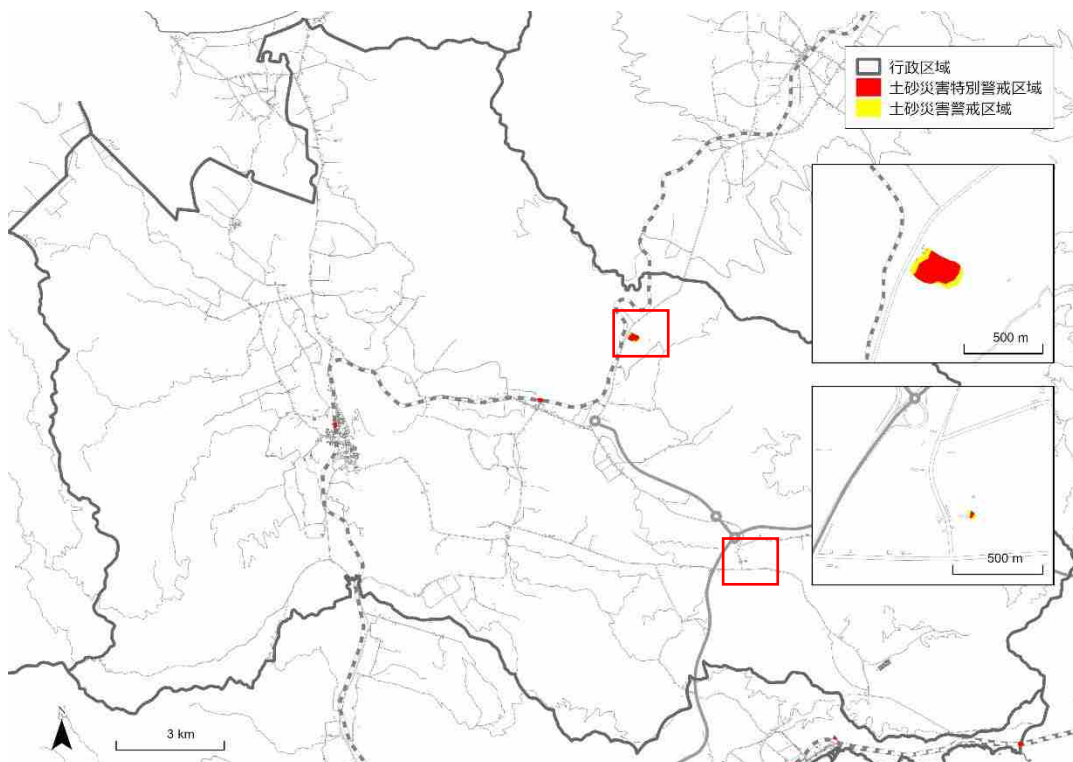


図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(黒松内町)

資料:北海道「土砂災害警戒情報システム」(令和2(2020)年3月集計データ)

1-6 上位・関連計画

長万部町及び黒松内町の上位・関連計画について、下記の計画を踏まえ、広域的な立地適正化の方針を検討します。

<長万部町>

- (1)第4次長万部町まちづくり総合計画(令和3年3月)
- (2)第2期長万部町創生総合戦略(令和2年3月)
- (3)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)
- (4)長万部都市計画マスタープラン(令和3年3月)
- (5)長万部町立地適正化計画(令和3年9月)
- (6)新幹線を核としたまちづくり実行計画(平成28年3月)
- (7)新幹線駅周辺整備計画(平成29年3月)
- (8)長万部まちづくりアクションプラン(平成30年3月)
- (9)長万部町バリアフリーマスタープラン(長万部町移動等円滑化促進方針)(令和3年3月)
- (10)長万部町公共施設等総合管理計画(平成29年3月)
- (11)長万部町公共施設等ストックマネジメント計画(令和3年3月)
- (12)長万部町地域公共交通計画(令和5年4月)
- (13)長万部町地域防災計画(令和6年3月)
- (14)長万部町国土強靱化地域計画(令和3年3月)

<黒松内町>

- (1)第4次黒松内町総合計画(令和3年3月)
- (2)第2期黒松内町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)
- (3)黒松内町人口ビジョン(令和2年3月)
- (4)黒松内町公共施設等総合管理計画(平成29年3月)
- (5)黒松内町公共施設個別施設計画(平成29年3月)
- (6)第2次黒松内町空家等対策計画(令和5年1月)
- (7)黒松内町国土強靱化計画(令和2年3月)
- (8)黒松内町地域防災計画(令和5年8月)

<両町に関係する計画等>

- (1)北海道後志地域公共交通計画(令和4年7月)
- (2)長万部町・黒松内町・豊浦町3町連携会議に関する協定(はしっこ同盟)

1-7 長万部・黒松内圏域における課題

本圏域における現状を踏まえながら、今後も持続可能な都市づくりに向けたコンパクト・プラス・ネットワークの圏域・都市づくりを目指すための課題として、次のように整理しました。

①圏域全体の連携強化

人口減少・少子高齢化が進行したとしても、地域経済の活性化のためには、関係人口及び交流人口の増加を図ることが必要です。そのため、新幹線の整備効果を最大限に活かすため、圏域における観光、商工、移住等の施策連携を強化することが必要です。

②生活利便機能の維持

人口減少・少子高齢化の進行により、店舗等の商業施設や医療施設等の減少が想定され、生活利便性の低下が予測されます。そのため生活利便性を確保するため、両町において生活利便機能の維持を図ることが必要です。

また、災害面では、長万部町は津波、黒松内町は洪水によって、市街地の広いエリアが浸水すると想定されています。消防や救急等は振興局の管轄範囲が異なるものの、災害時は管轄の壁を越えて、両町の連携強化を図ることが必要です。

③交通ネットワークの強化

本圏域では、これまでJR・バスによって公共交通網が形成されてきました。しかしながら、今後も人口減少・少子高齢化の進行によって、公共交通のサービス水準の低下を招く恐れもあります。そのため、地域の生活利便性を確保するため、公共交通ネットワークの維持が求められます。

また、新幹線の整備に伴う並行在来線の代替バス交通について、沿線自治体及び北海道、バス事業者と協議を続け、地域の生活や観光を支える広域的な交通体系の構築が必要です。

第3章 広域的な立地適正化に関する基本的な方針

3-1 広域的な立地適正化に関する基本的な方針

広域的な立地適正化に関する基本的な方針としては、両町の上位・関連計画で示されるまちづくりに関する方針を踏まえ、圏域における広域立地適正化の基本的な方針を、次に示すように設定しました。

①圏域一体で魅力・回遊性を高めるまちづくりの推進

北海道新幹線の開業効果を活かし、長万部駅周辺をはじめ黒松内町や周辺自治体も含めた一体で、地域の魅力と回遊性を高めるまちづくりを推進します。

②圏域で連携した都市機能の誘導により両町の暮らしを守るまちづくりの推進

本圏域の中核となる長万部駅周辺は、広域交通結節機能を有しており、拠点性の強化と活性化を図るため、広域的な商業機能の維持・誘導を図り、圏域における生活利便性を確保します。

さらに、長万部町、黒松内町のそれぞれにおいて、身近な生活を支える都市機能の維持・誘導を図ることで、両町における暮らしを守るまちづくりを推進します。

③圏域内外のネットワークを強化するまちづくりの推進

圏域の中核となる長万部駅周辺と黒松内町市街地との交流・連携を促進するとともに、圏域外の都市との交流・連携を促進するため、都市間ネットワークの強化を図ります。

また、北海道新幹線の開業に伴う並行在来線のバス転換も含めて、地域の交通網を維持し、路線バスやタクシー等、身近な生活を支える公共交通の充実を図ります。

長万部町における まちづくりに関する方針

【第4次長万部町まちづくり総合計画】 将来像

ひらけ！つながれ！おしゃまんべ！！
ーみんなで楽しい未来へー

【長万部町都市計画マスタープラン】 まちづくりの方向性

- (1) まちの魅力・回遊性を高めるまちづくりの推進
- (2) 地域の活力を高めるまちづくりの推進
- (3) 災害に強く持続可能なまちづくりの推進

黒松内町における まちづくりに関する方針

【第4次黒松内町総合計画】 将来像

人と自然が彩るなんか居心地の
いいまちくろまつない

【第2期黒松内町まち・ひと・し ごと創生総合戦略】 戦略プラン

- (1) 働きたくなるまち
- (2) 暮らしたくなるまち
- (3) 訪れたくなるまち

課題

- ①圏域全体の連携強化
- ②生活利便機能の維持
- ③交通ネットワークの強化

圏域における広域立地適正化の基本的な方針

- ①圏域一体で魅力・回遊性を高めるまちづくりの推進
- ②圏域で連携した都市機能の誘導により、両町の暮らしを守るまちづくりの推進
- ③圏域内外のネットワークを強化するまちづくりの推進

図 圏域における広域立地適正化の基本的な方針

3-2 長万部・黒松内圏域が目指す将来像

基本的な方針を踏まえて、本圏域における都市機能の維持・誘導を図る安全で安心な区域を設定し、その区域を相互に公共交通ネットワークで結ぶ「各都市の拠点が公共交通でつながる持続可能な多極型コンパクト・プラス・ネットワークの圏域」の形成により、都市の利便性と地域の資源を生かした魅力と活力ある暮らしやすい都市圏を目指します。



図 将来像

長万部町においては立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域へ圏域での暮らしに必要な都市機能（大規模商業や高等教育、広域交通結節機能等）の維持・誘導を図るとともに、黒松内町においては自都市での生活に必要な都市機能（商業、医療等）の維持を図り、公共交通等を利用した長万部町との往来によって圏域での生活を守ります。

さらに、北海道新幹線による開業効果を活用し、長万部駅を玄関口として、圏域外から観光客・交流人口の誘導を図り、「はしっこ同盟」による広域連携の取組と合わせて黒松内町への観光周遊などの誘導を図ります。

また、各町の誘導区域や地域生活拠点に含まれない地域においては、自都市で住み続けられるよう、居住地から誘導区域や地域生活拠点までの移動手段（公共交通ネットワーク）や生活サービス（移動販売等）の確保に努めます。

これらの長万部町及び黒松内町における都市機能の維持や交流人口等の拡大を行うことで、各地域での暮らしや居住の維持を図ります。

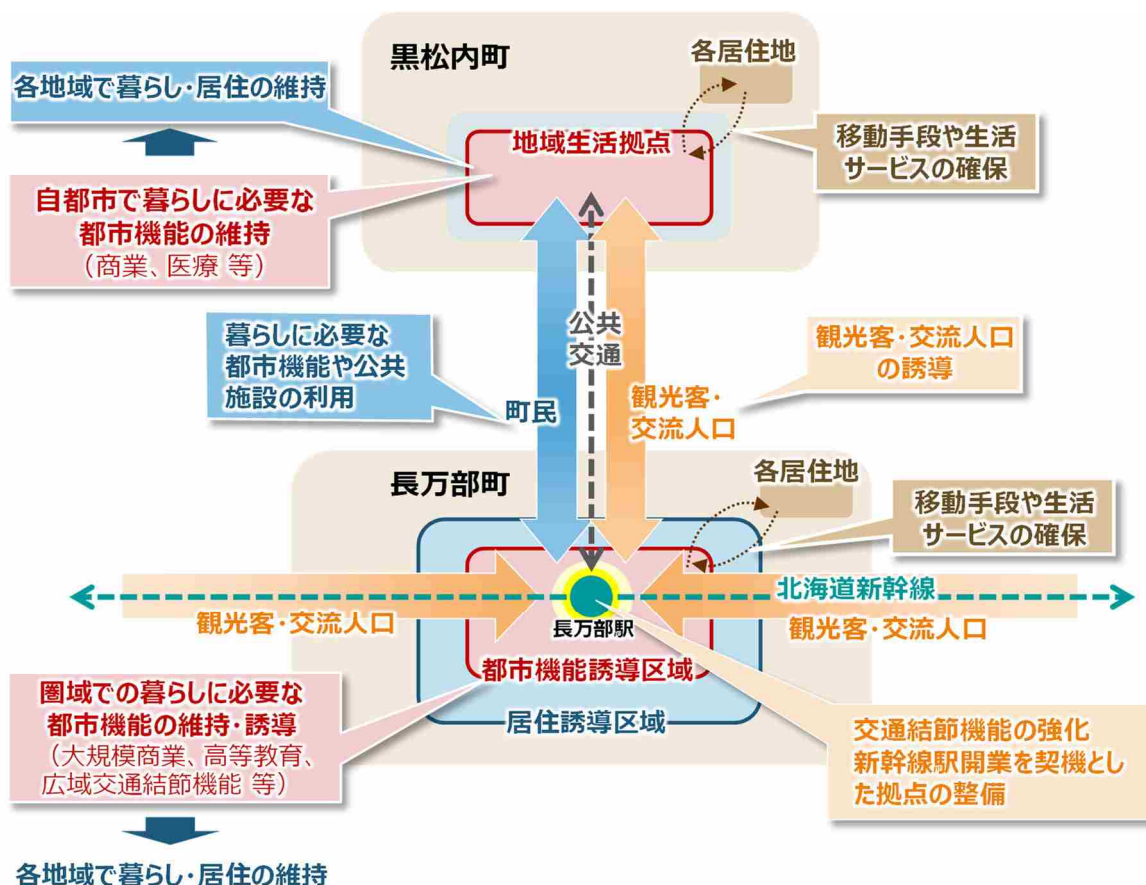


図 広域連携による都市機能・居住誘導の考え方

第4章 誘導区域及び地域生活拠点の設定

4-1 基本的な考え方

長万部町は、都市拠点の機能強化とともに周辺町村の都市機能との連携を促進することにより、本圏域の中心にふさわしいまちづくりを推進するため、誘導区域を定めます。

都市計画区域外である黒松内町においては、行政・商業・教育等の機能を維持し、地域住民が安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進するため、地域生活拠点（誘導区域に相当する区域）を定めます。

4-2 誘導区域及び地域生活拠点の設定

(1) 誘導区域

「長万部町立地適正化計画」で定められた「都市機能誘導区域」を誘導区域とします。

具体的な区域設定の考え方は、「長万部町立地適正化計画」において、次のように定められています。

<長万部町立地適正化計画で示す区域設定の考え方(抜粋)>

(1) 区域設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、新幹線駅開業後の市街地整備の方向性を示し、重点市街地拠点を中心とした一定の範囲に都市機能や公共施設が集積することにより、歩いて回れる中心市街地の形成を目指して設定します。

(2) 区域設定における具体的な方針

① 都市機能誘導区域に含む区域の設定

(ア) 長万部駅からの徒歩圏内を目安とした用途地域内

・鉄道やバスなどの公共交通を利用してアクセスできる拠点を中心に徒歩で周遊できる範囲内に公共施設や生活利便施設が集積することで、歩いて回れるコンパクトな市街地形成を図るため、長万部駅からの徒歩圏内を目安として、用途地域が指定されている区域を指定します。

(イ) 将来の土地利用を見据えた区域設定

・長万部駅周辺では、今後新幹線及び関連施設用地としての土地利用が大きく見込まれ、誘導施設が立地する土地が不足する可能性があることから、北側は南部陣屋川、南側は中山大通及び準工業地域と第一種住居地域との境界までとし、西側は生活関連施設の立地状況及び町営住宅の立地状況等を踏まえ、都市計画マスタープランにおける重点市街地拠点を含み、長万部市街地を概ねカバーするエリアとして指定します。

(ウ) 原則として街区単位及び用途地域に応じて設定

・原則として街区単位で設定し、地形地物や都市計画で定めた区域（用途地域の区域、都市施設の区域）に応じて設定します。

(エ) 居住誘導区域との関係

・都市機能誘導区域は、居住誘導区域の範囲内で設定されるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能と合わせて居住の誘導を図ります。

②都市機能誘導区域に含まない区域

(ア)災害リスクのある区域

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域は、都市機能誘導区域に含まないこととします。

※津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域に指定されている区域は、既存市街地の大部分がこれらの区域に指定されていることから、誘導施設を整備する際に防災安全性を高めることを念頭に置き、都市機能誘導区域に指定します。

(イ)災害リスクのある区域に分断されるおそれのある区域

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に分断されるおそれのある用途地域は、都市機能誘導区域に含まないこととします。

(2)地域生活拠点

黒松内町の町役場や商業施設、医療施設等の都市機能が集積する区域を「地域生活拠点」とします。

具体的な区域設定の考え方としては、次に示す通りです。

①都市機能からの徒歩圏域を目安に設定

- ・町役場、商業施設、医療施設等の都市機能からの徒歩圏(800m)及び公共交通からの徒歩圏(鉄道駅:800m、バス停:300m)を目安に区域を設定します。

②原則として、地形地物等に基づき区域を設定

- ・原則として、区域境界は字界や道路中心線、河川中心線によって区域を設定します。

4-3 誘導区域と地域生活拠点の広域的な連携

長万部町の都市機能誘導区域と黒松内町の地域生活拠点を公共交通ネットワークで結節することで、多極型コンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進します。

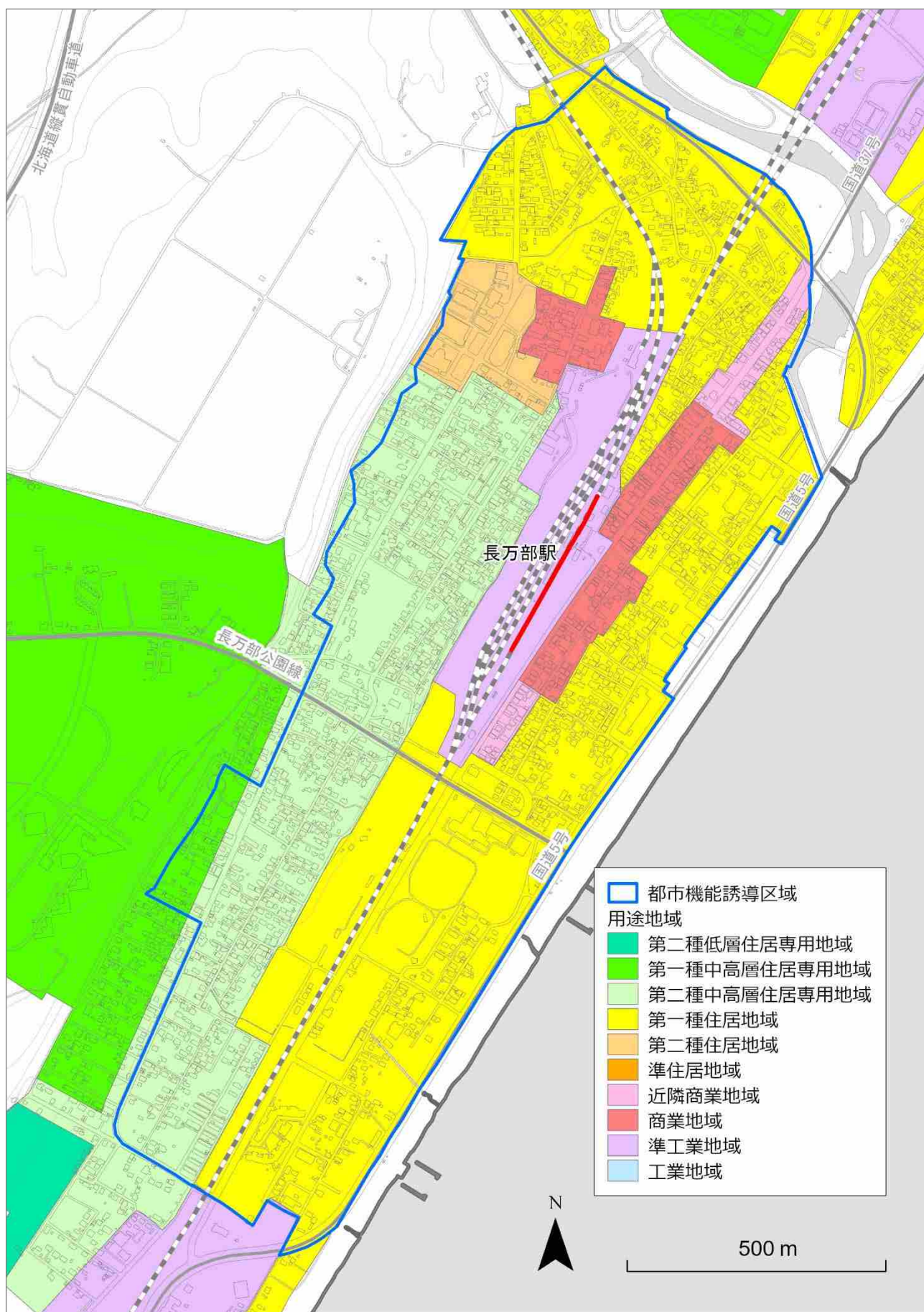


図 都市機能誘導区域(長万部町)

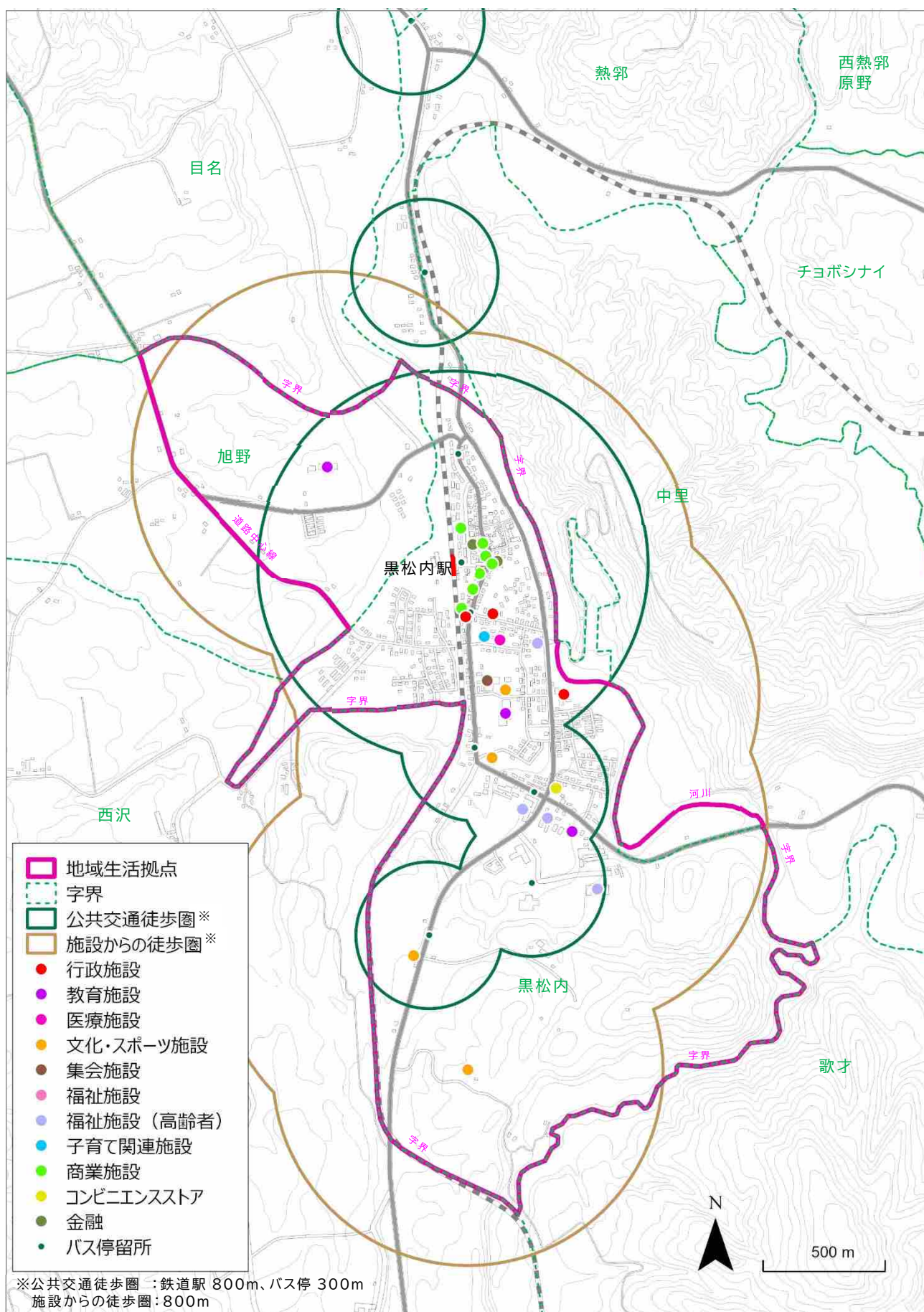


図 地域生活拠点(黒松内町)

第5章 誘導施設及び誘導施設相当施設の設定

5-1 基本的な考え方

本圏域における都市機能施設の維持、誘導、役割分担を図ることで、将来にわたり地域住民が安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進するため、誘導区域において「誘導施設」、地域生活拠点において「誘導施設相当施設」を定めます。

具体的には、長万部町に立地する広域商業機能（店舗面積 1,000 ㎡以上）は、本圏域における生活利便性を確保するために必要な機能として維持・誘導を図ります。

あわせて、長万部町・黒松内町のそれぞれの都市で生活を維持・充実するために必要な機能を誘導施設及び誘導施設相当施設に設定します。

表 基本的な考え方

	長万部町	黒松内町
広域商業機能 (店舗面積 1,000 ㎡以上)	○	—
自都市で生活を維持・充実するための機能	○	○
	誘導施設	誘導施設相当施設

5-2 誘導施設及び誘導施設相当施設の設定

(1) 誘導施設

「長万部町立地適正化計画」で定められた「誘導施設」とします。

(2) 誘導施設相当施設

黒松内町における地域生活拠点における誘導施設相当施設は、現状の立地状況を踏まえて、設定します。

表 誘導施設及び誘導施設相当施設の設定

分類	【誘導施設】 長万部町		【誘導施設相当施設】 黒松内町	
	誘導施設の設定	施設	誘導施設相当施設の設定	施設
行政機能	○	・役場	○	・役場
	○	・消防庁舎	○	・消防支署
教育文化機能	○	・図書館	○	・図書館同種施設
	○	・ホール	○	・ホール
	○	・認定こども園	○	・認定こども園
医療機能	○	・病院	—	—
	○	・診療所	○	・診療所
集会機能	○	・地域振興会館	○	・集会所
社会福祉機能	○	・老人福祉施設	○	・老人福祉施設
	○	・認可保育所	—	—
商業機能	○	・食品スーパー	—	—
	○	・ドラッグストア	—	—
	○	・コンビニエンスストア	○	・コンビニエンスストア
金融機能	○	・銀行、信用金庫	○	・信用金庫
	○	・郵便局	○	・郵便局

表 誘導施設及び誘導施設相当施設の定義

分類	誘導施設・ 誘導施設相当施設	対象	定義・根拠法
行政 機能	・役場	長万部町 黒松内町	・町の行政事務を取り扱う、地方自治法第4条第1項に規定する庁舎
	・消防庁舎 ・消防支署	長万部町 黒松内町	・本町の消防行政の中核として機能する、消防組織法第10条第1項に規定する庁舎
教育 文化 機能	・図書館	長万部町	・図書館法第2条第1項に規定する図書館
	・図書館同種施設	黒松内町	・黒松内町ふれあいの森情報館条例第1条に規定する黒松内町ふれあいの森情報館
	・ホール	長万部町	・客席数200席以上を有する多目的ホール
		黒松内町	・黒松内町総合町民センター設置条例に規定する黒松内町総合町民センター
医療 機能	・認定こども園	長万部町 黒松内町	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	・病院	長万部町	・医療法第1条の5第1項に規定する病院
集会 機能	・診療所	長万部町 黒松内町	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所
	・地域振興会館	長万部町	・長万部町が地域の振興のために設置する交流の場(集会場) ・長万部町立特別母と子の家条例第2条に規定する特別母と子の家 ・長万部町立老人憩の家条例第2条に規定する老人憩の家 ・長万部町立寿の家条例第2条に規定する寿の家 ・長万部町立振興会館条例第1条に規定する振興会館
社会 福祉 機能	・集会所	黒松内町	・黒松内町集会所設置条例第2条に規定する集会所
	・老人福祉施設	長万部町 黒松内町	・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
商業 機能	・認可保育所	長万部町	・児童福祉法第39条第1項で規定する施設のうち、次のいずれかに該当するもの ■本町が、同法第35条第3項に基づき設置する保育所 ■国、北海道及び本町以外の者が、同法同条第4項に基づき設置する保育所
	・食品スーパー	長万部町	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡を超える商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食料品を取り扱うもの
	・ドラッグストア	長万部町	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡を超える商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、医薬品及び化粧品を中心とした日用品を取り扱うもの
	・コンビニエンスストア	長万部町 黒松内町	・飲食料品を扱い、売り場面積30㎡以上250㎡未満、営業時間が1日で14時間以上のセルフサービス販売店
金融 機能	・銀行、信用金庫	長万部町	・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法に規定する信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
	・信用金庫	黒松内町	・信用金庫法に規定する信用金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの
	・郵便局	長万部町 黒松内町	・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局

第 6 章 その他ネットワーク・連携に関する方針

6-1 公共交通を含む交通ネットワークに関する方針

公共交通を含む交通ネットワークに関する方針は、北海道「北海道後志地域公共交通計画」のほか、北海道新幹線の並行在来線のバス転換に関する方針、「長万部町地域公共交通計画」に基づきながら、長万部町の誘導区域と黒松内町の地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持、公共交通の利用促進、地域活性化方策の検討・実施に取り組みます。

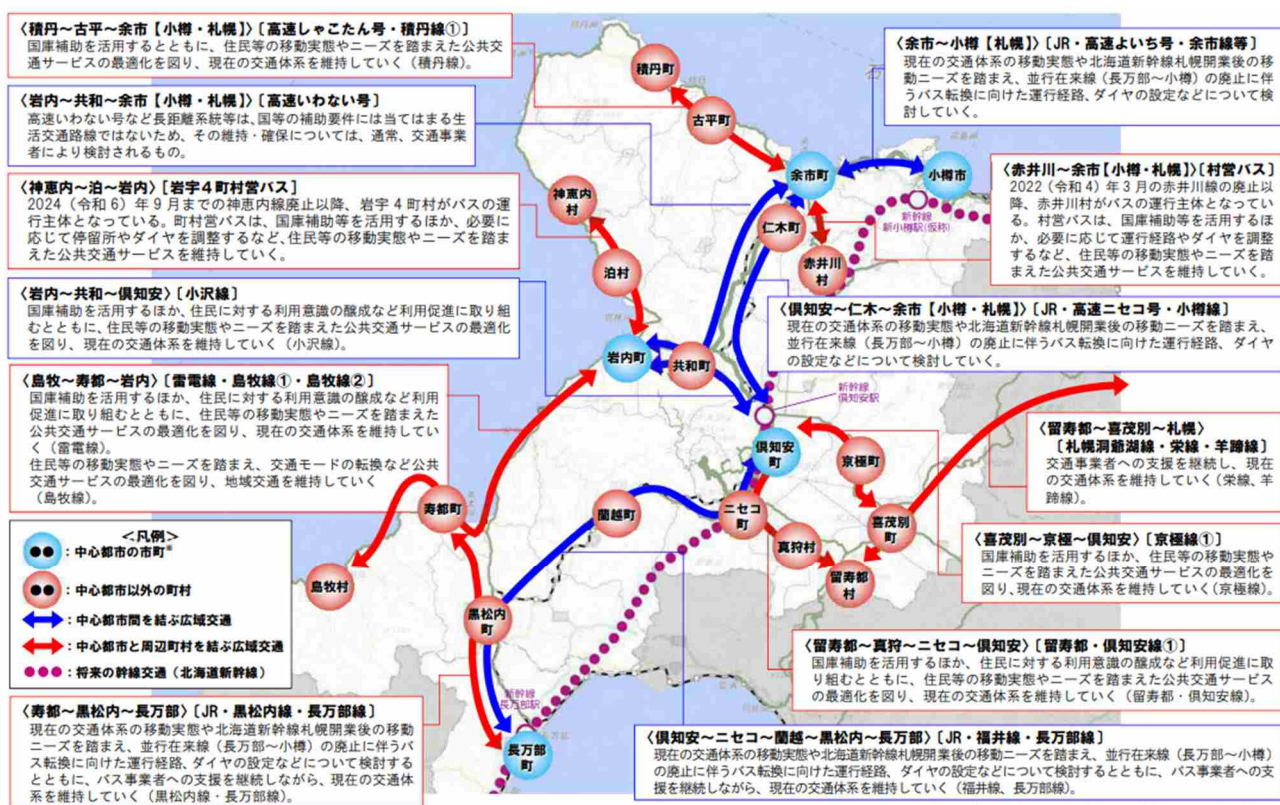
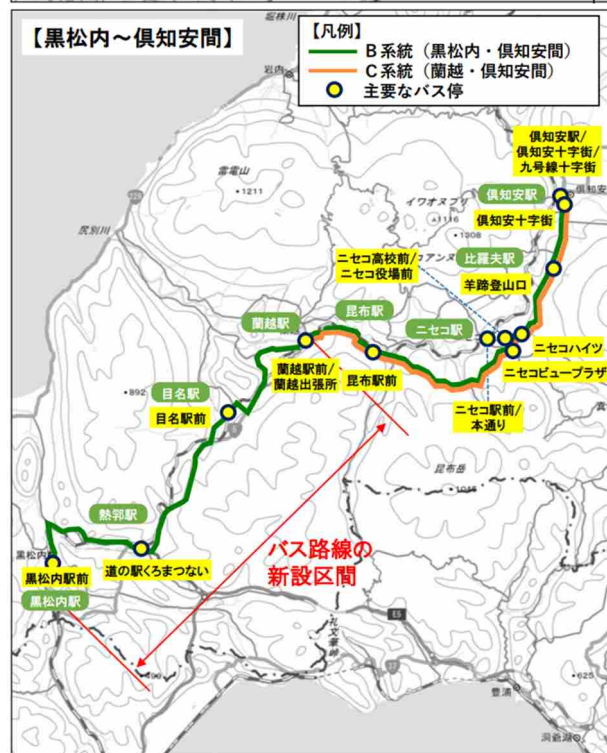


図 後志地域の広域交通の確保方針
資料：北海道「北海道後志地域公共交通計画」

- ・朝夕の通学や通院、買い物などの日中の時間帯の利用実態を考慮し、ダイヤを設定する。
- ・現黒松内駅を交通結節点として、駅前への乗入れや、既存のバスルートとの接続、新たに設置するバスルートなどとの乗継施設の整備を検討する。



- ・地域住民の利用状況を踏まえ、道の駅「くろまつない」付近に新たなバス停留所の設置を検討する。



資料：北海道「北海道新幹線並行在来線対策協議会 第17回後志ブロック会議(令和6年8月28日)資料」

6-2 観光・防災等に関する連携

長万部町、黒松内町に豊浦町を加えた3町で結ぶ「はしっこ同盟」により、観光等の連携が行われており、今後も連携強化を図り、各町の産業まつりや、大都市圏での物産展などの共同出店、観光ツアーの開発を通して新幹線長万部駅開業の機運を高めます。

また、特に今後予定している長万部町における長万部駅周辺整備や黒松内町の総合町民センター改修によって、相互の施設利用やイベント等の開催を行い、圏域内での連携をさらに活発化していきます。

さらに、防災面においても、長万部町は津波、黒松内町は洪水によって、市街地の広いエリアが浸水すると想定されています。消防や救急等は振興局の管轄範囲が異なるものの、災害時は管轄の壁を越え、復旧・復興活動の支援等の連携を行うなど両町の連携強化を図ることを検討します。



図 はしっこ同盟ロゴマーク

参考資料1 上位・関連計画

1-1 長万部町

(1) 第4次長万部町まちづくり総合計画(令和3年3月)

① 目標等

計画期間	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
将来像	ひらけ！つながれ！おしゃまんべ！！ーみんなで楽しい未来へー
基本目標	目標1：豊かで快適な環境と美しい景観のまちづくり 目標2：男女が共に支え合う健やかな地域社会づくり 目標3：地域の未来を創造する人づくり文化づくり 目標4：世界とつながり躍動する地域産業づくり 目標5：安心・安全で暮らしやすいまちづくり 目標6：手を取り合って未来を拓くまちづくり

② 基本計画（関連部分のみ抜粋）

目標1：豊かで快適な環境と美しい景観のまちづくり【生活・環境】

美しい自然環境の保全と利活用	公園・緑地の整備	◇公園、広場、緑地の適切な維持管理
	景観の保全・創造	◇自然景観の保全と創造 ◇景観に配慮した街づくりを推進
居住環境の充実	快適な住宅・宅地の整備促進	◇公営住宅の改善を推進 ◇住宅・宅地整備を促進
	上下水道・ガス供給基盤の維持	◇水道事業の健全経営・供給体制の維持確保 ◇公共下水道、合併浄化槽の整備・維持 ◇ガス事業運営の効率化
新幹線の開業を見据えた移住・定住の促進	移住者を想定したゆとりある宅地の整備促進	◇新幹線開業を見据えたゆとりある宅地整備の検討
	移住促進策の推進	◇「空き家バンク」や「移住ナビ」の整備、移住支援事業など情報発信の強化
	多様な働き方を想定したオフィス等の誘致	◇空き家・空き店舗などを活用した新世代のICT環境に対応したサテライトオフィス等の誘致促進

目標4：世界とつながり躍動する地域産業づくり【産業】

新幹線開業に備えた産業基盤の確立	賑わいを創る商工業の振興	◇新幹線開業に向けた中心市街地、商店街の活性化
地域の雇用創造を促進する交流人口の拡大	多様な交流人口を受け入れる基盤づくり	◇新幹線開業を視野に入れた多様な交流人口を受け入れる基盤づくり
	長万部温泉街の魅力創出	◇温泉施設を活用した合宿誘致 ◇長万部温泉街の魅力向上支援

目標5：安心・安全で暮らしやすいまちづくり【生活基盤】

生活基盤の整備	新幹線開業を見据えた戦略的な土地利用の検討	◇計画的な土地利用の推進 ◇調和のとれた土地利用の推進
---------	-----------------------	--------------------------------

	災害リスクを踏まえた高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの推進	◇中心市街地の整備
交通ネットワーク及び生活交通の維持・確保	道路整備の推進	◇道路環境の向上 ◇生活道路の整備と維持
	地域公共交通の充実	◇公共交通の充実
安心して暮らせる地域づくり	地域防災体制の充実	◇防災体制の充実・強化 ◇防災知識の普及啓発
	地域医療の充実	◇地域医療体制の充実

目標 6：手を取り合って未来を拓くまちづくり【協働】

町民主体のまちづくり活動の推進	地域コミュニティ活動の支援	◇町内会、自治会活動などの支援
-----------------	---------------	-----------------

(2)第2期長万部町創生総合戦略(令和2年3月)

① 目標等

計画期間	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度
取組の視点	①新幹線開業効果を最大限に活かすための基盤づくり ②東京理科大学と連携したまちづくり ③多様な人材の活躍をさせる基盤づくり ④新しい時代の流れを力にするまちづくり

② 基本戦略と施策

地域資源と地理的条件を活かした「稼げる」産業基盤と雇用の場づくり	①新幹線開業に備えた産業基盤の確立 ・長万部温泉街の魅力創出 ・観光消費を雇用につなげる取組の推進 ・商店街や温泉街での起業支援の促進 ②新時代の市場環境に適応した力強い食関連産業の確立 ・ホタテを中心としたつくり・育てる漁業の基盤づくり ・生産性が高く、魅力ある就農環境の形成 ・地域の素材を活かした特産品開発と6次産業化の推進
新幹線駅を核とした人を惹きつける魅力あふれるまちづくり	①地域の雇用創造を促進する交流人口の拡大 ・新幹線開業を視野に入れた多様な交流人口（外国人、道外客、宿泊客）を受け入れる基盤づくり ・「おしゃまんべ毛がにまつり」などイベントの充実強化 ・温泉施設を活用した合宿誘致 ②多様な「縁」を基盤にした関係人口の拡大 ・東京理科大学の知的資源を活かしたまちづくり ・地域の将来を支える人材確保に向けた小・中・高生のふるさと教育の推進・支援 ③新幹線の開業を見据えた移住・定住の促進 ・「空き家バンク」や「移住ナビ」の整備、移住支援事業など情報発信の強化 ・地域おこし協力隊の活用と定住化の促進 ・空き家・空き店舗などを活用した新世代のICT環境に対応したサテライトオフィス等の誘致促進
若者・女性が輝ける、子育て環境に恵まれた住みやすいまちづくり	①子育て支援体制の充実 ・子育て支援センターを核とした各種相談実施 ・若い世代が安心して子育てできる支援環境（学童保育、一時保育等）の形成

	②高校や大学、若者世代が輝くまちづくり ・高大連携の推進 ・長万部高校の魅力向上に向けた各種取組の実施 ・理科大との連携による小中高生への学習支援活動の実施 ・情報化・AI 社会に対応できる子どもの育成
広域駅な地域連携が進む安心して暮らせるまちづくり	①生活交通の維持・確保 ・持続的で効率的な地域公共交通サービスの提供に向けた検討 ・老人福祉バスの運行やタクシー料金の助成 ②安心して暮らせる地域づくり ・地域防災体制の充実 ・地域医療や消防救急体制の充実（安心できる医療の確保） ・介護人材の確保など福祉を担う人材育成 ③近隣市町村との連携・交流 ・「はしっこ同盟」など近隣自治体との交流・連携推進

（３）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和３年３月）

① 目標等

目標年次	令和 12（2030）年度
都市づくりの基本理念	本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を見据えながら、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを推進する。
区域区分の有無	今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めない。

② 主要な都市計画の決定の方針（関連部分のみ抜粋）

１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針	住宅地	・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・一般住宅地は、海岸からＪＲ室蘭本線及びＪＲ函館本線までの間や幹線道路の沿道、中心商業業務地の周囲に配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境を形成及び保全を図る。 ・専用住宅地は、市街地の西側を主体とした住宅地に配置し、中高層専用住宅地及び低層専用住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
	商業業務地	・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 ・中心商業業務地は、ＪＲ長万部駅前を中心として３・４・４号本町通（町道本通線）及び３・４・６号駅前通（町道大町一号線）の沿道に配置し、商業・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。 ・拠点商業業務地は、ＪＲ長万部駅裏側の温泉町地区に配置し、温泉施設やホテルのほか、図書館など公共施設と一体となった商業業務地として機能の維持、増進を図る。 ・沿道商業業務地は、市街地南側の３・３・１号学苑海岸通（国道５号）沿道に配置し、道路利用者の利便性の向上を図る。

	用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	・新開町地区の第二種低層住居専用地域については、人口減少や土地利用の動向を踏まえつつ、周辺の中高層住宅を主体とした専用住宅地と一体的な住宅地の形成を図るため、用途地域の見直しについて検討する。 ・3・4・6号駅前通（町道大町一号線）沿道の一般住宅地については、中心商業業務地の再編に併せて、商業業務施設等の立地を誘導するため、用途地域の見直しについて検討する。 ・町営ガス工場が立地する一般住宅地については、今後のガス供給や施設整備の動向等を踏まえ、用途地域の見直しについて検討する。 ・北海道新幹線駅周辺予定地区については、住居・商業等の混在した土地利用が見られることから、新幹線関連施設の立地の動向を見極めながら、必要に応じて地区計画等を活用して、適切な用途純化又は用途の複合化を図る。
市街地の土地利用の方針	①土地の高度利用に関する方針 公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の計画的な再整備を進め、居住者ニーズを踏まえた住宅や増加する高齢者も安心して暮らせる住宅の整備に努める。	
その他の土地利用の方針	②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 ・土砂災害特別警戒区域に指定されている高砂町地区、南栄町地区及び新開町地区の急傾斜地付近については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。	

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設	基本方針	広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 ・北海道新幹線長万部駅の整備に伴い、駅の東西を結ぶ自由通路及び駅前広場を整備し、駅を中心とした交通結節点の機能強化、利便性向上を図るとともに、市街地や観光拠点等を結ぶアクセス道路の整備を進める。 ・本区域は、北海道縦貫自動車道が北側を通過しており、後志方面、胆振方面及び道南方面を結ぶ交通の要衝の地であることから、広域交通と都市内交通の円滑な交通ネットワークの形成に努める。
	主要な施設の配置の方針（道路）	a 道路 ・北海道縦貫自動車道、3・3・1号学苑海岸通（国道5号）及び3・3・5号旭浜通（国道37号）を都市の骨格となる道路とする。 ・3・4・3号中央通（一般道道長万部公園線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。 b 鉄道 ・今後は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備が進むことによ

		り、更なる道内主要都市間の広域高速ネットワークの形成を図る。 ・新幹線開業に伴う並行在来線経営分離後の対応については、新幹線開業後における沿線住民の足の確保に向けた取り組みを進める必要があることから、道や沿線市町等との連携により、経営分離区間の安定的かつ効率的な輸送体系を構築するために必要な検討・取り組みを進める。 c 駐車場 北海道新幹線長万部駅周辺における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、計画的な駐車場の配置に努める。
	主要な施設の整備目標	・3・4・4号本町通（町道本通線）の整備を促進する。 ・JR函館本線及び北海道新幹線長万部駅駅前広場の整備を促進する。
下水道及び河川	基本方針	a 下水道 都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。
		b 河川 流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の適正な維持管理に努める。
	主要な施設の配置の方針	a 下水道 長万部公共下水道については、下水管渠を確保し、旭浜地区に処理場を適切に配置する。
		b 河川 長万部川、南部陣屋川及び紋別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間を含めた適正な維持管理に努める
	主要な施設の整備目標	北海道新幹線駅周辺予定地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針	今後予定される北海道新幹線の整備に併せて、広域交通機能や交通結節点機能と連携した商業・業務機能等の都市機能の向上を図るため、必要に応じて土地区画整理事業等の市街地開発事業を導入し、個性と魅力ある中心市街地の形成を図る。
------------------	--

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

基本方針	本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑全体の適正配置を図る。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。
緑地の配置の方針	①緑地系統ごとの配置方針 c 防災系統 災害時における一時避難地として、みなみ児童公園及び長万部公園を配置する。 また、拠点となる長万部公園については、災害時における緊急避難場所となるよう防災公園的な機能の充実を推進する。 ②コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針 コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

	また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効になるように配置する。
実現のための具体的な都市計画制度の方針	都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

(4)長万部都市計画マスタープラン(令和3年3月)

① 目標等

目標年次	令和22(2040)年度
まちづくりの方向性	(1) まちの魅力・回遊性を高めるまちづくりの推進 (2) 地域の活力を高めるまちづくりの推進 (3) 災害に強く持続可能なまちづくりの推進



図 まちづくりの方向性

資料：長万部都市計画マスタープラン



図 将来都市構造

資料：長万部都市計画マスタープラン

② 土地利用の基本方針

持続可能な適正規模の市街地の形成	住宅地	・ 専用住宅地 現在、中低層住宅が集積している市街地西部地域については、北海道新幹線長万部駅西口周辺地域を除き、今後も専用住宅地として位置付け、住宅地としての良好な住環境の確保に向けた土地利用の誘導を図る。 ・ 一般住宅地 現在、住宅が集積しているものの、商業・業務施設が混在している地域については、今後も一般住宅地として位置付け、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに、良好な住環境の確保に向けた土地利用の誘導を図る。 ・ 複合機能住宅地 北海道新幹線長万部駅西口周辺地域においては、現在、中低層の住宅が集積しているが、今後駅へのアクセス道路や駅前広場の整備など市街地環境が大きく変化していくことが想定され、これを契機として今後更新や統廃合が検討される公共公益施設については、西口周辺地域への再配置の可能性について検討するなど、複合機能を有する住宅地として土地利用の誘導を図る。
	商業地	・ 中心商業地 現在、商業・業務施設が集積している市街地東部地域については、今後も中心商業地として位置付け、まちなかの活性化と住民の利便性の確保に向けた土地利用の誘導を図る。 ・ 広域交流商業地 長万部温泉街周辺地域については、現在、中心商業地として位置付けているが、今後北海道新幹線が開業すると駅からのアクセスが大きく改善され、温泉街としてのポテンシャルの向上が期待されることから、広域的な観光交流の中心的な商業地として位置付け、施設機能の更新やにぎわい機能の導入など、地域の活力を高める土地利用の誘導

		を図る。 ・沿道型商業地 現在、国道・道道などの幹線道路の沿道地域で、サービス施設、商業・業務施設、住宅が混在している地域については、今後も沿道型商業地として位置付け、国道・道道の沿道地域にふさわしい商業・業務の利便性の確保に向けた土地利用の誘導を図る。
	工業地	・小規模工業地 現在、主に小規模な軽工業施設が集積しているものの、住宅地も混在している地域については、今後も小規模工業地として位置付け、工業地としての利便性を確保しつつ、混在する住宅への住環境も確保できるような土地利用の誘導を図る。 ・専用工業地 現在、長万部漁港周辺で港湾施設、工業施設が集積している地域については、今後も専用工業地として位置付け、工業地としての利便性の確保に向けた土地利用の誘導を図る。
新幹線開業・都市防災を見据えた計画的な土地利用の誘導		駅の東口周辺地域（海側）は、今後も東口周辺地域（海側）を長万部町の顔として、商業機能の誘導を図る。一方、西口周辺地域（山側）は公共公益施設の誘導を中心として、複合機能を有する住宅地として位置付ける。 防災上の観点から、今後 20 年 30 年スパンの長期的な視点で西口周辺地域への公共公益施設の誘導について検討を進めるとともに、住宅地についても浸水想定区域ではない鉄道西側市街地を中心とした土地利用誘導を図る。 市街地に散在する空き地や空き家等の低未利用地について、都市再生特別措置法に基づく低未利用地土地権利設定等促進計画の策定など、低未利用地の実態を把握するとともに、市街地の特性に応じた空き家の利活用の推進や低未利用地の利用促進、発生の抑制に向けた取組の検討を進める。
防災及び移住定住に向けた戦略的土地利用ゾーンの検討		安全確保方策としては、公共施設や学校そのものを防災機能を備えた施設として整備し、建物側で対応を図るか、安全な場所へ移転するかの検討が今後求められる。 市街地西部の丘陵地に広がる大規模町有地（旧苗畑跡地）については、津波又は洪水の浸水が及ばない高所と豊かな自然環境を備えた戦略的土地利用ゾーンに見直しを行い、鉄道東側市街地に集積している中低層住宅や学校施設の将来的な防災移転候補地として位置づける。 防災性の高さという優位性を活かし、北海道新幹線開業後の移住定住戦略として、優良田園住宅等をはじめとする住宅施策の導入を図る候補地の一つとして検討する。 戦略的土地利用ゾーンは現在、用途地域の指定のない区域であるため、今後の無秩序な土地利用を防ぐため、特定用途制限地域を定めることを検討する。



図 土地利用の基本方針図

資料：長万部都市計画マスタープラン

③ 道路・交通の基本方針

総合的な交通ネットワークの整備	総合的な交通ネットワークの整備にあたっては、現在の都市計画道路網を基本として整備を推進することとする。 未整備となっている都市計画道路については、北海道新幹線開業を見据えて重要となる区間について、段階的な整備を推進する。 具体的には、駅東口(海側)から国道5号までの区間の本町通、駅西口(山側)から中山大通を結ぶ新たなアクセス道路、そしてアクセス道路から国道5号までの区間の中山大通について、北海道新幹線開業に合わせた着実な整備を図る。
交通結節機能及び2次交通の充実	北海道新幹線の開業にあわせて、駅の東口(海側)及び西口(山側)にそれぞれ駅前広場を整備するとともに、駅の東西を結ぶ自由通路を設置し、駅を中心とした交通結節機能の充実を図る。 商業集積のある東口(海側)は、長万部の玄関口として周辺地域とネットワークするバス交通の拠点として整備を推進するとともに、長万部駅を起点とした広域エリアの観光拠点等を結ぶバスネットワークやタクシーサービスなど長万部駅からの乗継需要に対応する2次交通の充実を図る。 新たな玄関口となる西口(山側)は、北海道縦貫自動車道長万部ICへのアクセス利便性が高いことから、周辺地域から自家用車等で長万部駅にアクセスする利用者を想定し、自家用車対応を中心とした駅前広場として、駅の東西で機能分担を図る。
中心市街地におけるバリアフリー化の推進	移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)を策定し、バリアフリー化に対する町の基本的な方針を示すとともに、その後事業計画であるバリアフリー基本構想を段階的に策定し、市街地整備と連携を図りながら、車いすやベビーカー、お年寄り等が円滑に移動できるまちづくりを推進する。 また、バリアフリー化にあたっては、全ての人々にやさしいユニバーサルデザインの基本概念を導入しながら整備を推進する。



図 道路・交通の基本方針図

資料：長万部都市計画マスタープラン

④ 防災等の基本方針

災害被害軽減に向けた対策の推進	地震・水害・火災等の災害から住民の生命・財産を守り、安全で安心して都市生活が営めるよう、防災対策の推進を図る。 公共公益施設については、災害危険区域ではない地域への立地誘導など、長期的視点による土地利用の誘導を図る。 市街地西部の丘陵地に広がる大規模町有地(旧苗畑跡地)については、戦略的土地利用ゾーンとして将来的な防災移転候補地として位置づける。 一方、戦略的土地利用ゾーンへのアクセス道路の道路基盤が非常に貧弱な状況であることから、避難路としての活用も含めたアクセス道路の整備について検討する。
災害危険区域における治山・治水整備の推進	「長万部町地域防災計画」に基づき、高波・高潮・津波等警戒区域、地すべり・がけ崩れ等危険区域、市街地における低地帯の浸水予想区域などの災害危険区域における治山・治水整備を推進する。
避難施設の整備の推進	「長万部町地域防災計画」に基づき、避難場所・避難施設の整備充実を図るとともに、一時的な避難場所となり防火帯としての役割を果たす公園・緑地の計画的な整備を推進する。 拠点となる公園については、災害時における緊急収容避難場所となるよう防災公園的な機能の充実を推進する。 新たに整備される新幹線駅や東西自由通路等、駅周辺の都市施設整備にあたっては、防災機能もあわせ持つ整備を検討する。



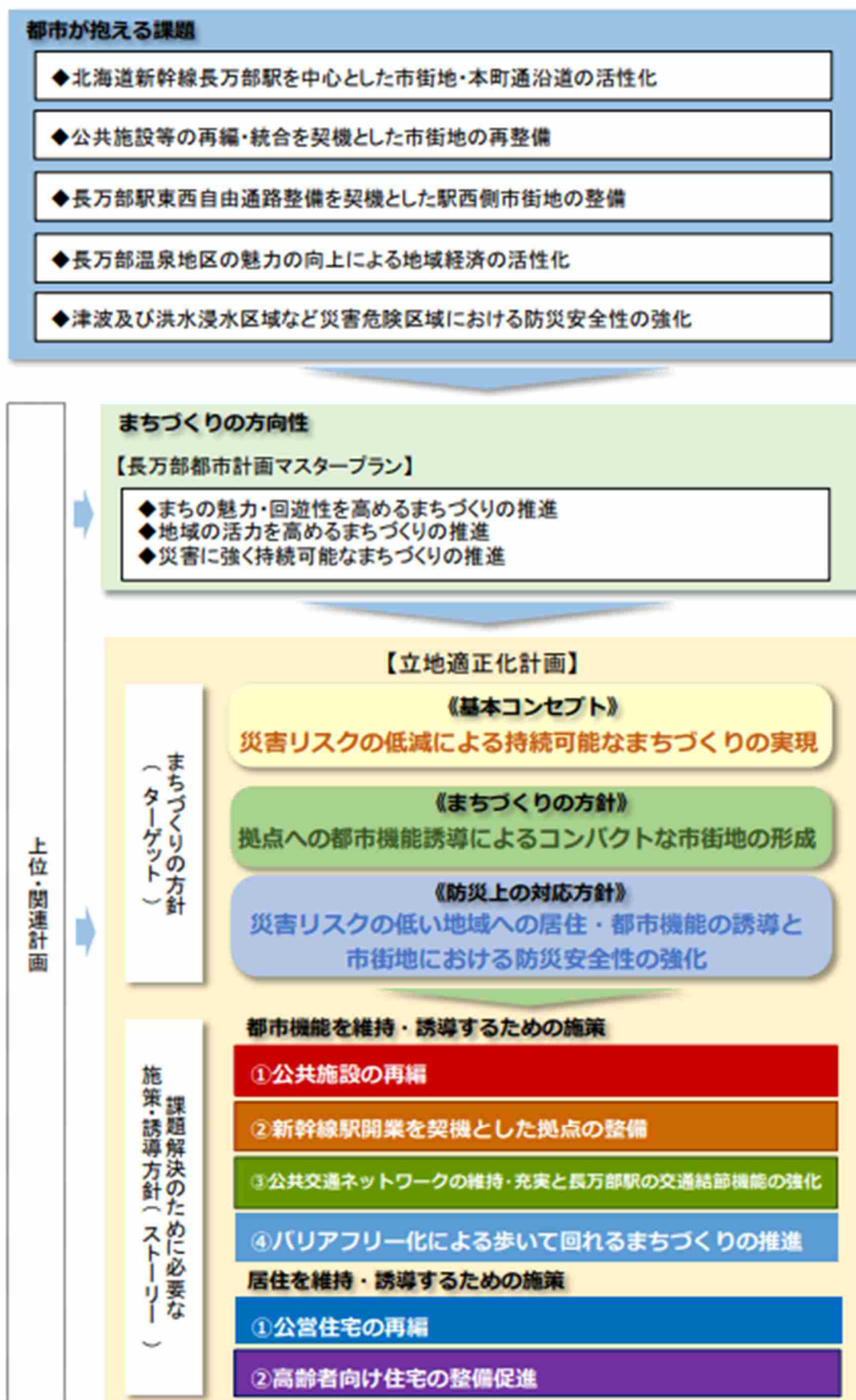
図 防災等の基本方針図
資料：長万部都市計画マスタープラン

(5)長万部町立地適正化計画(令和3年9月)

①目標等

目標年次	令和 3 (2021) 年～令和 22 (2040) 年
まちづくりの方向性	(1) まちの魅力・回遊性を高めるまちづくりの推進 (2) 地域の活力を高めるまちづくりの推進 (3) 災害に強く持続可能なまちづくりの推進
立地適正化計画の基本コンセプト	災害リスクの低減による持続可能なまちづくりの実現
誘導方針	まちづくりの方針：拠点への都市機能誘導によるコンパクトな市街地の形成 防災上の対応方針：災害リスクの低い地域への居住・都市機能の誘導と市街地における防災安全性の強化

②まちづくりの基本的考え方



③誘導方針

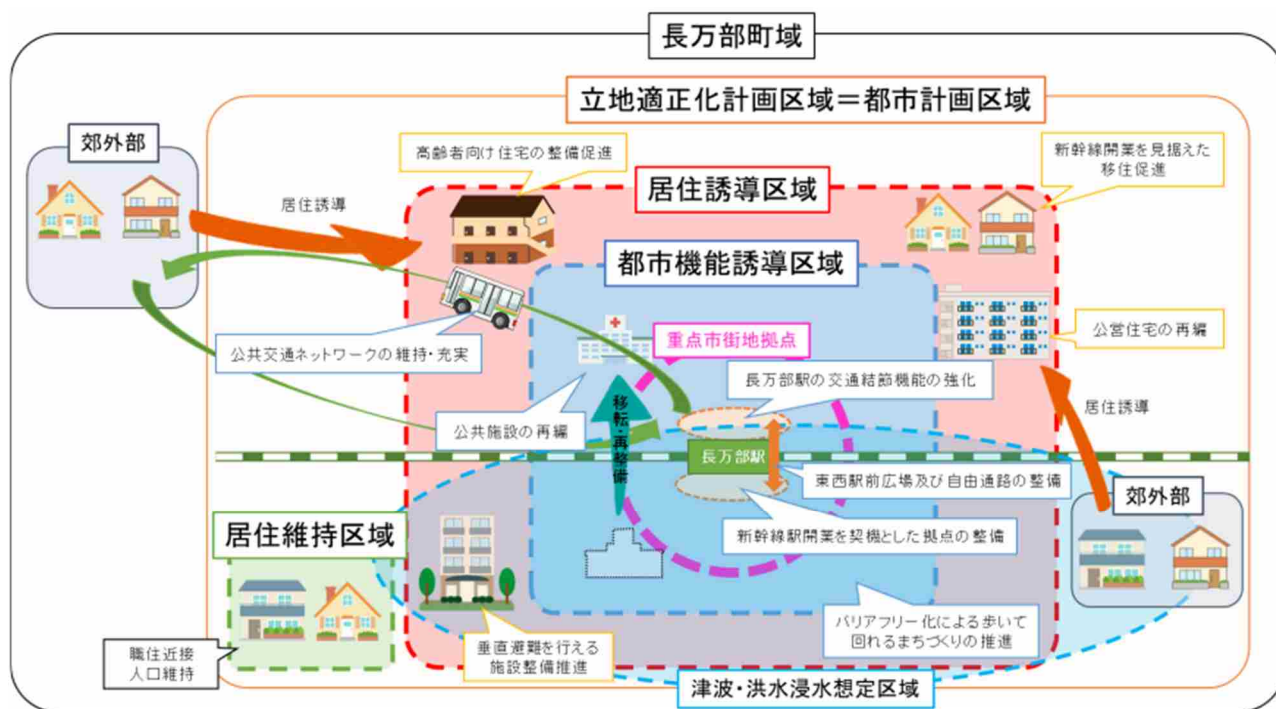


図 誘導方針図

④誘導区域



⑤誘導施設

表 誘導施設と維持／誘導の区分

求められる機能	分類	誘導施設	維持	誘導
広域的な都市拠点としての機能	行政施設	・役場	○	
		・消防庁舎	○	
	教育文化施設	・図書館	○	
		・ホール	○	
		・認定こども園		○
日常生活を支える生活拠点としての機能	医療施設	・病院	○	○
		・診療所		○
	集会施設	・地域振興会館	○	
	社会福祉施設	・老人福祉施設		○
		・認可保育所	○	○
	商業施設	・食品スーパー	○	○
		・ドラッグストア	○	○
		・コンビニエンスストア	○	○
	金融機能	・銀行	○	
		・郵便局	○	

維持：現時点で都市機能誘導区域内に立地しており、建替え等の際には、引き続き都市機能誘導区域内への誘導を図る施設。

誘導：現時点で都市機能誘導区域内に立地しておらず、新規に整備する場合には、都市機能誘導区域内への誘導を図る施設。

⑥評価指標

表 評価指標の設定

	評価指標	基準値	目標値	
		令和 2（2020）	令和 12（2030）	令和 22（2040）
都市機能	誘導施設のうち、誘導によって新たに立地した施設数または誘導区域内で更新された施設数	—	新たに立地又は更新した施設が 2 施設	新たに立地又は更新した施設が 4 施設
居住	居住誘導区域内人口の町内人口における比率	58.4%	62.8%	63.0%
公共交通	長万部駅を発着するバスの便数	24 便	24 便	24 便
	新たな公共交通事業の参入	—	1 事業	2 事業
防災	居住誘導区域の浸水区域内において、指定緊急避難場所または指定避難所の建設数	—	1 施設	1 施設
	居住誘導区域の浸水区域内において、防災訓練や防災出前講座の参加対象団体数	14 団体	14 団体	14 団体

(6)新幹線を核としたまちづくり実行計画(平成 28 年 3 月)

① 目標等

まちづくりのビジョン	長万部の豊かな自然資源と新しい技術を活かした持続可能なまちづくり ～新幹線駅の開業を協働で迎え・未来へ贈る～
基本目標	① 自然資源と先端技術が融合した居住・交流環境の創出 ② にぎわいのある中心市街地の再生 ③ 広域の乗り換え・玄関口（ハブ）としての環境を創出 ④ 被災時において居住者や訪問者に安心・安全な空間を創出

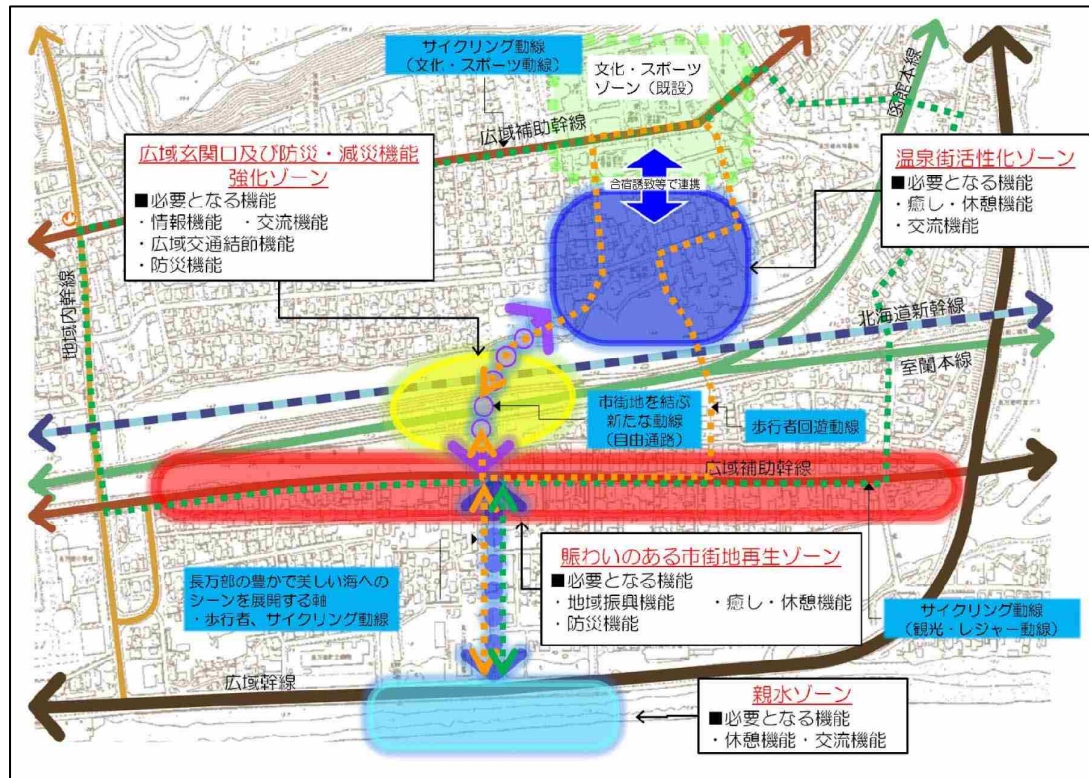


図 重点整備エリアゾーニング図

資料：新幹線を核としたまちづくり実行計画

(7)新幹線駅周辺整備計画(平成 29 年 3 月)

① 目標等

まちづくりの方向性	駅周辺拠点形成により、温泉関連の観光客の商店街への誘導や、町民の回遊行動促進など「まち」と「温泉」の交流・連携を促進する。
-----------	---

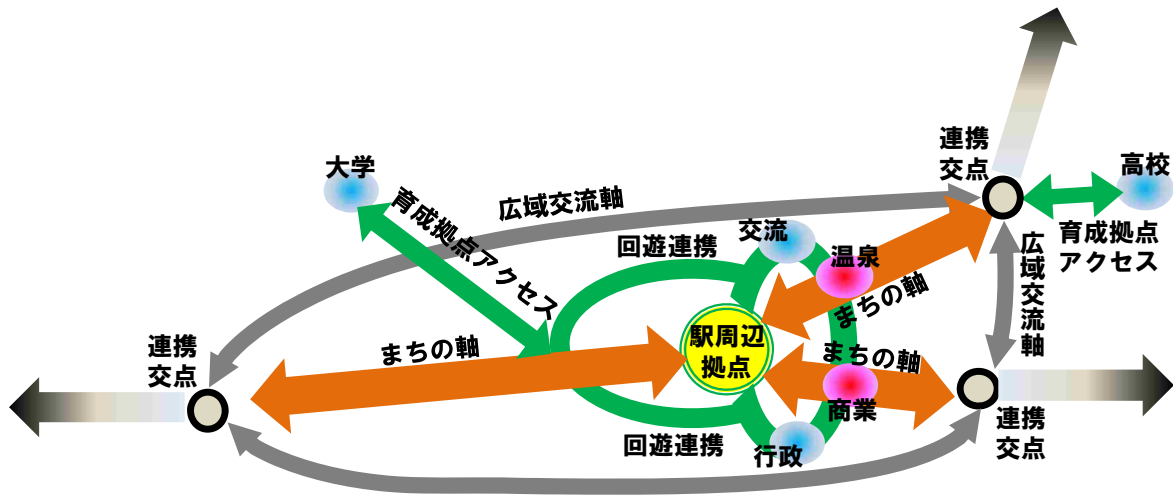


図 広域交流軸
まちづくりの方向性
資料:新幹線駅周辺整備計画

② 検討内容

二次交通対策	・「観光需要の季節変動」「生活交通を支える需要の減少」を考慮する必要 ・当面は広域的な協議の枠組みづくりを推進
中心市街地の活性化方策	・平成 29～30 年度を目安に「①本町通の拡幅整備による街なみ環境整備」と「②駅周辺エリアへの商業機能の集約・再編」の 2 つの方向性から方針を決定
観光交流拠点の整備	・多様な施設をコンパクトに収納した 1,000 m²程度の施設を想定 ・平成 29 年度以降、既存商業機能との連携・効果の波及を念頭においた用地の検討を推進
長万部温泉街の活性化方策	・外国人や個人観光客の受入拡大、通年で安定した需要創造を目指し、具体的戦略・プロジェクトを検討

(8)長万部まちづくりアクションプラン(平成 30 年 3 月)

① 目標等

推進期間	2018 年度～2030 年度
推進の方向性	3 分野 16 プロジェクト 30 施策の取組みを推進

分野	項目
交通アクセス分野	利便性の高い駅機能の確保
	長万部駅を起点とした交通アクセス機能の向上
	駅周辺における駐車機能の確保
	多様な利用者に配慮した移動区間の確保
	ニーズに合わせた二次交通サービスの充実
	二次交通網構築等に関する広域的な協議の場づくり
	高架下空間の有効活用
まちなみ形成分野	中心市街地における商業機能の確保
	交流拠点「まちの駅」の整備
	地域資源を活用した特産品の開発
	長万部のシンボルとなる駅舎デザインの検討
観光振興分野	市場環境に対応した施設の多様化
	食の活用による需要の通年化
	新幹線開業に向けたブランド力の強化
	地域連携DMOの実現
	移住・定住の促進

図 3 分野 16 プロジェクト
資料：長万部まちづくりアクションプラン

② 交通アクセス分野

分野	項目	概要	都市マスで位置づけを検討
交通アクセス分野	利便性の高い駅機能の確保	長万部駅の東西を結ぶ自由通路の整備	◎
		長万部駅を起点とした乗継客の利便性の確保	
		長万部駅を起点とした在来線利用客の利便性の確保	
	長万部駅を起点とした交通アクセス機能の向上	長万部駅東口および西口の駅前広場の整備	◎
		長万部駅を起点としたアクセス道路の整備	◎
	駅周辺における駐車機能の確保	高架下の空間等を活用した利便性の高い駐車場の整備	◎
	多様な利用者に配慮した移動空間の確保	駅周辺におけるバリアフリーに配慮した円滑な移動空間の確保	◎
		災害時における駅利用者等の安全を確保する施設や仕組みづくり	◎
	ニーズに合わせた二次交通サービスの充実	長万部駅を起点とした広域エリアの観光拠点等を結ぶバスアクセス網及びタクシーサービスの提供	
		広域エリアを周遊するためのレンタカー機能の誘致	
		長万部を含む広域エリアで利用可能なエリアフリーパスの提供	
	二次交通網構築等に関する広域的な協議の場づくり	町および広域エリアでの二次交通網の構築等に向けた協議等を行う場の形成	
	高架下空間の有効活用	高架下空間の有効活用の促進	◎

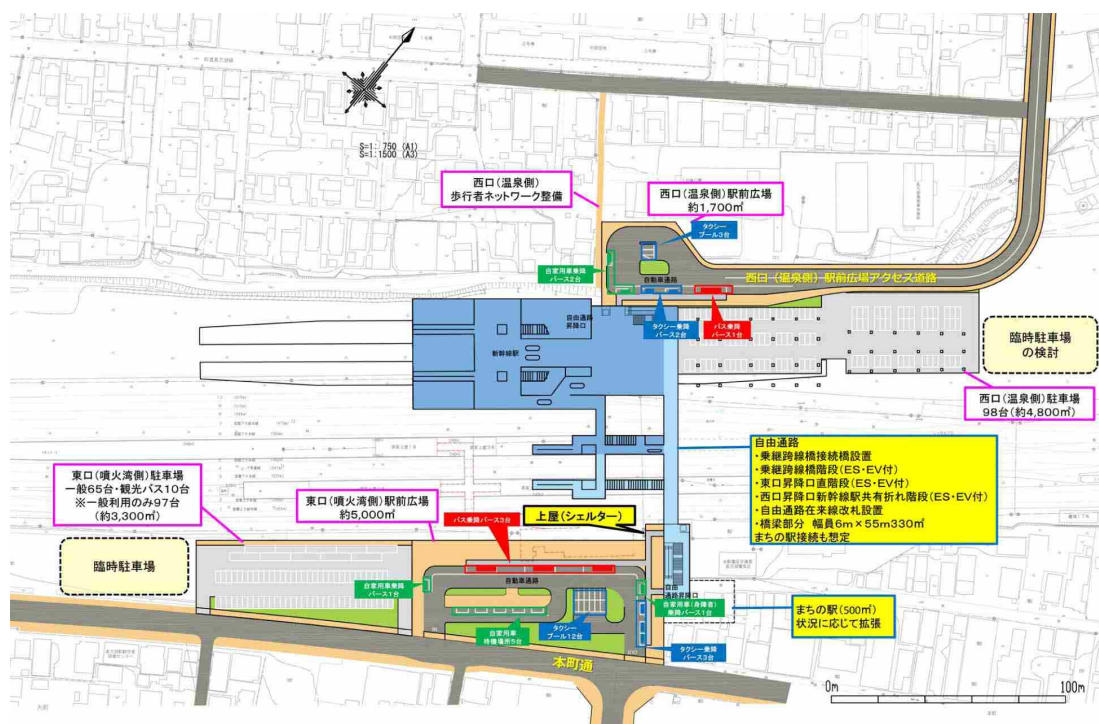


図 駅周辺の整備イメージ
資料：長万部まちづくりアクションプラン

③ まちなみ形成分野

分野	項目	概要	都市マスで位置づけを検討
まちなみ形成分野	中心市街地における商業機能の確保	長万部駅周辺における民間を主体とした商業空間の検討	◎
		長万部駅周辺における長万部の顔となる商業機能を支える基盤整備	◎
	交流拠点「まちの駅」の整備	長万部駅周辺に特産品販売や飲食機能、観光情報提供機能をもたせた交流拠点「まちの駅」の整備	◎
	地域資源を活用した特産品の開発	長万部町内の地域資源を活用した特産品の開発	
	長万部のシンボルとなる駅舎デザインの検討	地域の象徴となる駅舎デザインの検討	

駅近接型

- ・ まちの駅まで引き込むことで、中心市街地への人の流れが期待される
- ・ 車移動の観光客や地域住民の利用も期待される
- ・ 駅から距離があることで、特に乗継客の利用は低下する可能性がある

新幹線駅

まちの駅

中心市街地

- 東側の駅前広場と商店街に隣接した位置
- 新幹線の乗換客の取り込みを目指すとともに、地域住民や通過交通客の取り込みも想定
- 商店街の導入部に位置するため、商店街方面に人の流れを生み出す可能性も生じる

図 「まちの駅」整備の方向性
資料：長万部まちづくりアクションプラン

④ 観光振興分野

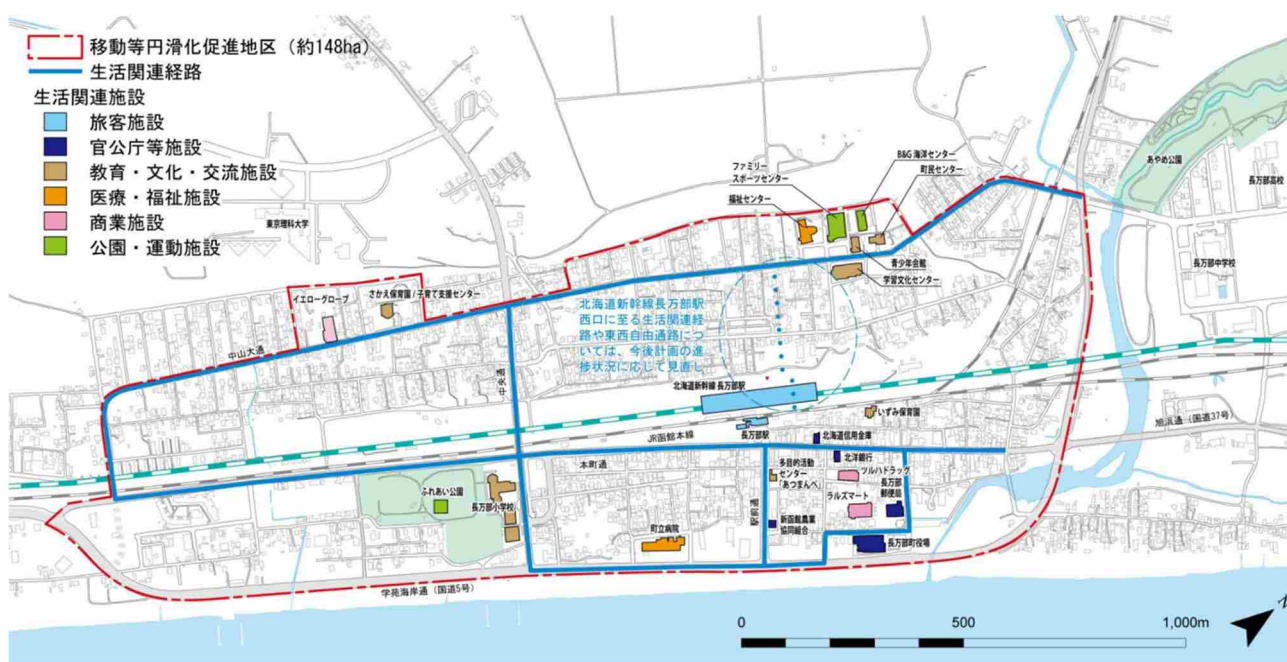
分野	項目	概要	都市マスで位置づけを検討
観光振興分野	市場環境に対応した施設の多様化	施設づくり（既存宿泊施設の改修・新設等）の支援	
		長万部温泉街との連携による町内外からの新規参入の促進	
	食の活用による需要の通年化	長万部が育んだ素材・調理法の磨き上げ	
		広域エリア（南後志や檜山北部、西胆振等）の食材の発掘	
		閑散期における町内・広域エリアでの旬の食材を活用したキャンペーンの展開	
	新幹線開業に向けたブランド力の強化	外国人観光客の取り込みへ向けた宿泊施設等の対応力の強化	
		長万部の資源を活用した観光プログラムの開発	
		温泉街全体のブランド力を高めるようなシンボリックな空間づくり	
	地域連携DMOの実現	観光協会を核とした町内および広域的な視点での観光振興を推進する組織づくり	
		駅周辺エリアにおける町内および広域的な観光情報の提供	
		地域において急激に変化する観光市場の動向に対応できる人材育成	
	移住・定住の促進	長万部町内への移住・定住の促進	

(9)長万部町バリアフリースタープラン(長万部町移動等円滑化促進方針)(令和3年3月)

① 目標等

対象期間	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
基本理念	拓け！安心、安全、快適がつながる「おしゃまんべ」 ～お互いを支えあい、誰もが安心、安全、快適に移動できるまちづくり～
基本目標 基本方針	基本目標(1) 安心、安全、快適がつながる暮らしやすいまちの実現 基本方針① 主要施設のバリアフリー化の推進 基本方針② バリアフリー歩行者ネットワークの形成 基本方針③ 公共交通による移動の充実 基本目標(2) 心を開き、お互いを支え合える心のバリアフリーの推進 基本方針④ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進 基本方針⑤ 行動につながる幅広い教育活動の推進

② 移動等円滑化促進地区及び生活関連施設・生活関連経路



③ 移動等円滑化の促進に関する取組

移動等円滑化の促進に関する取組	基本方針① 主要施設のバリアフリー化の推進	・車いす利用者等に配慮した出入口の段差の解消、幅の確保 ・室内の段差の解消 ・高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレの設置 ・階段や廊下への手すり等の設置 ・障がい者等専用の駐車場の確保 ・駐車場や道路から施設入口までのバリアフリー経路の確保 ・施設に応じて障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置 ・長万部駅、東西駅前広場、東西自由通路の移動の連続性確保 ・歩道のない道路における路面標示等による安全対策の実施 ・視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した情報提供設備の設置
	基本方針② バリアフリー歩行者ネットワークの形成	・舗装路面の適切な維持・管理 ・視認性の高い点字ブロックの設置 ・歩道の拡幅、段差の解消など、バリアフリー整備の推進 ・歩道脇の側溝蓋等の安全性の確保
	基本方針③ 公共交通による移動の充実	・地域公共交通計画の策定 ・新たな公共交通の導入

心のバリアフリーに関する取組	基本方針④ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進	・高齢者や障がい者等の特性やそれぞれが抱える困難、ニーズに関する情報発信 ・高齢者や障がい者等に関するマーク、障がい者等専用駐車場の正しい理解の普及・啓発 ・交通マナーや施設利用マナー等の啓蒙活動、情報発信 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の普及・啓発
	基本方針⑤ 行動につながる幅広い教育活動の推進	・小学校・中学校・高等学校それぞれの段階に応じた「まち歩きバリアフリー点検」の実施 ・車いすやアイマスクを用いた体験活動等、高齢者や障がい者等の移動の困難さを擬似体験するとともに、サポートの方法等について学ぶ「バリアフリー教室」の開催 ・高齢者や障がい者等の移動やサポート等を行うボランティア活動の推進

(10)長万部町公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)

① 目標等

対象期間	平成 29 (2017) 年度～平成 38 (2026) 年度
公共施設等の管理の数値目標	建築系施設：6 %削減 インフラ施設：総量を削減することは難しいため、維持管理における包括発注などを含めライフサイクルコストを削減する検討が必要

② 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

建築系施設	保有量の適正化	・人口減少や財政構造の硬直化などによる町民へのサービス低下を防ぐため、施設の統廃合や施設の集約化・複合化を推進することにより、建築系施設の延床面積を削減し、改修・更新や維持・運営に必要なコストの適正化・平準化を進め、町民へのサービス水準の維持・充実に努めていく。
	運営管理の適正化	・指定管理者制度の導入や民間施設への代替を含め、建築系施設の運営・管理の手法を見直し、コストの削減を進めるほか、受益者負担の原則から利用料金の適正化を検討し、提供サービスの適正化を進める。
	施設の長寿命化	・これまでの「事後保全型」から「予防保全型」の維持管理に転換し、長期にわたり計画的に施設の安全性や利便性を確保するほか、各施設の健全度評価により、適切に維持管理を行い、耐用年数を延ばし、長寿命化を図ることを目指す。
インフラ施設	新たな社会的ニーズへの効率的対応	・廃止・統廃合による保有量の縮小は不可能であり、中長期的な視点でコスト削減を図りつつ、安全や防災、環境などの新たな社会的ニーズに対しては、効率的かつ効果的な整備・対応を推進する。
	コスト削減に向けた維持管理	・「予防保全型」の管理方針を導入するほか、安全性や機能性を確保するための一定の基準を設定した上で、合理的な維持管理を行い、コスト削減を図る。
	都市基盤の安全性向上	・町民の生活に欠かせない都市基盤であるため、中・長期を見通した計画的な維持管理を行うことにより、自然災害によるリスクを軽減し、安全で快適な暮らしを確保する。

(11)長万部町公共施設等ストックマネジメント計画(令和 3 年 3 月)

① 目標等

対象期間	令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度
目指す姿	1. 施設の安全性や快適性が一定程度確保された公共施設 2. 町の人口規模やコミュニティの実情、経済状況にあうように公共施設が更新・維持されている公共施設 3. 町民が「使いたい」時に使える柔軟な公共施設の利用環境 4. 地域の活性化やコミュニティの維持・増進、防災などまちづくりに役立つ公共施設利活用の取り組み
基本方針	1. 町内外交流・活動の場の強化・拡充 2. 町民の活動の場、利用機会の拡充 3. 多様な主体との連携による整備・運営

② 公共施設等長寿命化計画

施設の整備、維持管理に関する基本的な考え方		- I 建物の長寿命化の推進 - II 維持管理費用の平準化や施設総量適正化の視点によるマネジメント - III 施設の安全性確保と、今日的な住民ニーズに対応できるサービス水準の維持
施設類型ごとの管理方針	行政系施設	・ 将来的な建替計画を含めた改修の計画を検討する際には、他目的の公共施設との複合化や施設の利用も視野に入れた検討を進めます。 ・ 他団体における行政施設の複合化・高度化等の取組も参考にして、本町において好ましく、町民が利用しやすい環境整備に向けて検討を行います。 ・ 使用状況等に基づき、維持管理や修繕等の老朽化対策等を計画的に進めていきます。
	スポーツ・レクリエーション系施設	・ 施設全体の老朽化が進んでいますが、多くの町民が利用するため、今後は、部分的な改修を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るほか、建設後 40 年以上が経過している特に老朽化の進んでいる施設については、他施設との集約化・複合化等も考慮した再編の検討を行います。 ・ コストの抑制に努めるほか、利用者数の少ない施設や利用者が限定される施設は優先的に見直しを進めていきます。
	社会教育系施設	・ 建物及び設備の法定点検・定期点検を実施していくほか、自主点検などの点検・診断等の履歴を蓄積し、計画的な維持管理を進めます。 ・ 植木蒼悦記念館及び平和祈念館は、郷土資料として重要な資料も含むため、学識経験者等の指導助言を仰ぎながら維持管理を進めていくほか、日々の施設の点検等によって劣化等の拡大を未然に防ぐ予防保全を行い、各施設の長寿命化を行うほか、既存の他施設との集約化・複合化を検討します。
	町民文化系施設	・ 誰もがアクセスしやすいことが重要であり、複合化などによる統廃合を検討する際には、地理的な条件を考慮し、交通政策との連携に留意しながら検討します。 ・ 地区別で配置されている特性を生かし、施設更新の際には、利用ニーズを踏まえ、既存の他施設との複合化を検討します。 ・ 集会施設は、地域単位ごとに設置している町民活動の拠点施設であることから、予防保全型による継続的な維持・管理を積極的に行っていきます。 ・ 老朽化状況や利用状況を踏まえ、将来の更新や他施設との統合などにつ

		いて検討するほか、施設の建替え更新の場合、利用状況や必要な規模を考慮し、最小のコストで必要なサービスを提供できるよう努力していきます。
	学校教育系施設	・既に廃校となっている施設が多いことから、施設の利用状況に応じた維持管理の手法を検討し、実態に応じて適宜見直しを行います。 ・設備の老朽化が進む給食センターについては、現在求められる施設機能や、施設の利用実態等を考慮し、望ましい整備手法を検討します。
	病院施設	・長万部町立病院は町内唯一の病院施設であり、救急医療の役割も担っていますが、建設後 40 年程度が経過し、設備の老朽化などが進んでいます。これらの老朽化に対応するほか、医療を取り巻く環境の変化に対応し、町民の健康を守るための快適・安全な医療環境を維持してくため、施設の建替について検討を行います。 ・宿舎や住宅施設については、利用実態に応じた計画的な修繕等を行うほか、利用していないものについては廃止を進めます。
	子育て支援施設	・比較的新しいさかえ保育所については、部分的な改修を計画的に実施し、施設の長寿命化を図ります。また、老朽化が進む旧保育所施設については、利用実態を考慮しつつ、廃止等の検討を進めます。
	保健福祉施設	・今後も、建物及び建築設備の法定点検・検査等を定期的に行いながら、町民が安心・安全に利用できるよう、必要な維持管理・修繕等を行い、老朽化対策に反映していきます。 ・本町における高齢者の健康づくりに向けた取組を担う施設であり、災害時の避難場所として位置づけられている施設であることから、他の施設との統合や廃止は難しく、今後、社会の変化や町民ニーズに合わせた適正な施設の規模と配置を検討します。
	産業系施設	・施設の老朽化が進んでいることから、部分的な改修を計画的に実施しつつ、中期的な建替の検討を行います。
	供給処理施設	・点検・診断等により、施設や施設内の設備等に異常が認められた場合、速やかに修繕等を行い、安全確保に努めるほか、施設機能を良好な状態で維持するため、規模の大きな施設については大規模改修を行いつつ、規模の小さな施設については部分的な改修を計画的に進め、施設の長寿命化を図ります。
	その他施設	・築 30 年以上を経過している施設については、施設の利用実態を考慮しつつ、安全確保の観点から必要な対策を速やかに行うほか、利用されていないものは廃止を進めていきます。

③ 公共施設等再編計画

重点プロジェクト対象施設	① 文化・スポーツエリアのスポーツ・レクリエーション系、町民文化系、社会教育系の施設群 ・福祉センター ・ 青少年会館 ・ ファミリースポーツセンター ・ B&G 海洋センター ・ 町民センター ・ 植木蒼悦記念館 ・ 平和祈念館 ・ 学習文化センター ② 地域会館（振興会館等） ・ 新開寿の家 ・ 南栄町老人憩の家 ・ 長万部振興会館 ・ 特別母と子の家 ・ 高砂振興会館 ・ 陣屋生活館
--------------	---

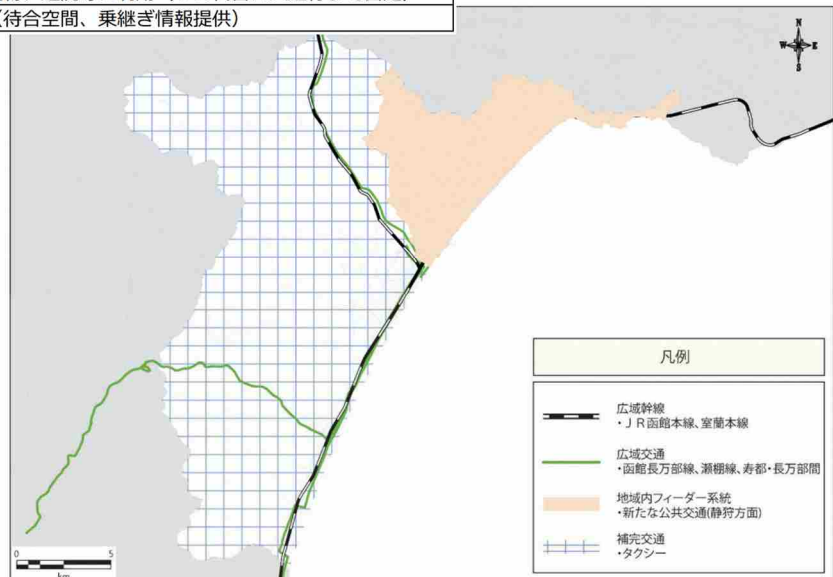
(12)長万部町地域公共交通計画(令和5年4月)

① 目標等

対象期間	令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間
基本理念	『有償による運行へ移行することにより、住民自らが考える持続可能な公共交通体系を構築する』
基本方針	基本方針 1 広域交通・地域間交通の利用促進 基本方針 2 町内公共交通体系の構築 基本方針 3 公共交通利用活性化策の検討

② 公共交通の機能分担と性格・役割

機能分類	性格・役割
広域幹線 ・JR 函館本線（JR 代替バス） ・JR 室蘭本線	・広域的な公共交通軸 ・通勤、通学、通院、買物、観光など多様な目的に対応
地域内公共交通等 広域交通 ・函館バス函館長万部線 ・函館バス瀬棚線 ・ニセコバス寿都・長万部間	・広域的な公共交通軸で、かつ町内交通の骨格を形成する路線 ・通勤、通学、通院、買物、観光など多様な目的に対応
地域内フィーダー系統 ・新たな公共交通（デマンド交通等）	・市街地と郊外部との間の生活を支える路線 ・通院、買物などの目的に対応
補完交通 ・タクシー	・主に通院、買物などの目的に対応
無料送迎バス ・スクールバス ・老人福祉バス	・児童生徒の登下校などに対応 ・高齢者の買物、通院等に利用（JR 代替バス運行まで暫定）
交通結節点（JR 長万部駅）	・乗継拠点（待合空間、乗継ぎ情報提供）



③ 目標を達成するために行う公共交通施策

基本方針 1 広域交通・地域間交通の利用促進	施策① JR 函館本線、あるいは代替バスの利用促進 施策② 函館バス（株）函館長万部線と瀬棚線の利用促進
基本方針 2 町内公共交通体系の構築	施策③ デマンド交通あるいはコミュニティバスの運行検討(静狩方面) 施策④ (仮称) 高齢者路線バス利用料金助成制度の創出(蔵岱方面、国縫方面) 施策⑤ タクシー利用券助成制度の利用促進検討
基本方針 3 公共交通利用活性化策の検討	施策⑥ 自動車運転免許自主返納の促進 施策⑦ バスの乗り方教室の実施検討 施策⑧ 公共交通利用ガイドの作成等 施策⑨ 新たな予約方法の検討

(13)長万部町地域防災計画(令和6年3月)

① 目標等

基本的事項	1. 本町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。 2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。 3. 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。 4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。 5. 災害復旧に関すること。 6. 防災訓練に関すること。 7. 防災思想の普及に関すること。
-------	--

② 建築物等災害予防計画（関連部分のみ抜粋）

建築物の防火対策	1 防火地域及び準防火地域の指定促進 2 市街地における再開発の促進 3 木造建築物の防火対策の推進
建築物等の耐震対策	1 既存建築物の耐震化の促進 2 ブロック塀等の倒壊防止 3 被災建築物の安全対策

③ 地震に強いまちづくり推進計画（関連部分のみ抜粋）

地震に強いまちづくり	1 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時的な避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりに努める。 2 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 3 不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設等の管理者と連携の下、安全確保対策及び発災時の応急活動体制の整備を強化する。
建築物の安全化	1 耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。 2 特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 3 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。 4 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。 5 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。 6 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。 7 建築物の施設管理者と連携の下、建築物における天井の脱落防止等の

	落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。 8 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。
津波に強いまちづくり	1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路、避難階段等の整備など、関連計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。 3 本計画及び関連計画等の相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、関連計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。 4 老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

(14)長万部町国土強靱化地域計画(令和 3 年 3 月)

① 目標等

推進期間	令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度
目標	① 大規模自然災害から町民の生命・財産と長万部町の社会経済機能を守る ② 長万部町の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献する ③ 長万部町の地域活性化と持続的成長を促進する

② 強靱化のための施策プログラム及び推進事業（関連部分のみ抜粋）

事態 1-1：地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

住宅・建築物等の耐震化	・「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。 ・新たに耐震診断が義務づけられた宿泊施設等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。 ・小中学校・高校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。
建築物等の老朽化対策	・公共建築物の老朽化対策については、「長万部町公共施設等総合管理計画」「長万部町長寿命化修繕計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。 ・民間建築物の老朽化対策については、社会資本整備交付金等の支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や建替等の促進を図る。
避難場所等の指定・整備	・災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。 ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。 ・災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
緊急輸送道路等の整備	・救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、主要幹線となる国道の迂回路となる道道の整備促進を北海道に対して働きかけるとともに、橋梁を含む町道の拡充や強化、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化等の計画的な整備を推進する。

事態 1-2：火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

警戒避難体制の整備	土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、国・道と連携し、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。
砂防施設等の整備	- 国や道の取組と連携し、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施する。 - 国や道の取組と連携し、山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。

事態 1-4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

洪水ハザードマップの更新と防災訓練等の実施	- 国や道の洪水ハザードマップ作成・更新に対応して本町の洪水ハザードマップの更新、ハザードマップや「長万部町水害タイムライン」に基づく防災訓練等の実施を促進する。 - 大規模災害が発生することを前提として、平常時から本町や国・道等の関係機関が共通の時間軸(タイムライン)に沿った具体的な対応を協議し、災害時にはそれを実践していくための訓練を実施する。
-----------------------	--

事態 1-5：暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

公共交通利用者、道路利用者等の一時受入・退避施設等の整備	暴風雪に伴う、公共交通機関の運行停止による利用者の足止め、幹線道路等の通行止等による通行車両の立ち往生・孤立等、北海道の冬の厳しい自然条件に起因する災害の発生に備え、公共交通や道路利用者など一時的に受け入れたり、車両ごと一時待避できる施設の整備を検討する。
------------------------------	--

事態 3-1：町内外における行政機能の大幅な低下

災害対策本部機能等の強化	関係機関及び近隣市町村との連携のもと、災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防本部等、行政施設の耐震化を促進・維持する。
--------------	--

事態 4-4：町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

交通ネットワークの整備	- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と連結するアクセス道路の整備、地域高規格道路(渡島半島横断道路)や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。 - 整備済みの町道・都市計画道路などについては計画的に適切な維持管理に努める。 - 北海道新幹線長万部駅開業までに、周辺自治体からの交通アクセス環境整備を推進する。 - 北海道新幹線の着工により、鉄道と交差する道路等の交通機能を確保するため、可能な限り機能が失われないよう努力し、機能の維持と回復を追求する。
道路施設の防災対策等	- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。 - 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。 - 交通安全施設の整備など、冬期や災害時にも対応できるような安全で快適な道路づくりに努める。
鉄道の機能維持・強化	北海道新幹線の供用が予定されていることを踏まえ、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検

	討・取組を進める。 ・新幹線長万部駅は室蘭方面への連絡起点としての役割の重要性が高いことから、在来線や多様な交通手段との連携など利便性の高い鉄道拠点を形成する。 ・魅力ある駅周辺の整備により、新幹線の乗降客や国道からの集客に結びつけ、中心市街地や駅周辺地域の活性化、定住促進を図る。
--	---

事態 5-1：サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

リスク分散及び地域の活性化を重視した企業立地等の促進	・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、道内外に所在する企業の拠点の移転、立地に向けた取組を促進する。
-----------------------------------	--

1-2 黒松内町

(1)第4次黒松内町総合計画(令和3年3月)

【目標等】

計画期間	令和2(2020)年度～令和11(2029)年度 (前期基本計画：令和2(2020)年度～令和7(2024)年度)
位置づけ	・黒松内町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向性を示すために定めるものである。 ・すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう、まちの最上位計画として「すべての個別計画の基礎」「黒松内町民みんなのまちづくりの共通目標」「町を運営していくための総合指針」としての役割を果たす。
将来像	人と自然が彩るなんか居心地のいいまちくろまつない
基本目標	目標1：みんなの笑顔があふれるまち 目標2：「育ちたい」を育てるまち 目標3：安全・安心なまち
基本方針	方針1：豊かな自然と資源を活かし、稼ぐ産業で幸せをつくる 方針2：本物に触れ、自ら学んで生きる力を育み幸せをつくる 方針3：心とからだの健康とお互いの支えあいで幸せをつくる 方針4：災害に強く、安全安心な生活環境で幸せをつくる 方針5：一人ひとりが主役となり、想いをつなげて幸せをつくる

【都市計画関連施策】

基本方針	事業内容
豊かな自然と資源を活かし、稼ぐ産業で幸せをつくる	【商業】 <既存店舗の改装、新規開業、工場等の設置に対する支援> ・町内既存店舗の改装や新規開業、起業（ローカルベンチャー）に対して経済的に支援する。 ・商店街の空き地・空き家情報を積極的に収集・発信し、有効活用する。 ・黒松内の豊かな自然環境の中で働ける、新しい店舗や事務所、サテライトオフィスなどを誘致する。 【景観】 <心やすらぐ美しい景観づくり> ・景観法を活用した景観計画に基づく一定の規制のもと、景観ルール周知徹底や景観づくりの誘導を行うとともに、景観修景に関する事業や廃屋の撤去に対する助成を継続し、良好な景観形成を支援する。 <景観の積極的な活用> ・景観に対するこだわりを積極的に情報発信するとともに、地域資源と景観を組み合わせ、ストーリー性を持たせるなどの付加価値を付け、滞在型観光や定住施策をはじめ様々な分野に活用する。
心とからだの健康とお互いの支えあいで幸せをつくる	【医療】 <診療環境の整備> ・安定した医療体制の確保のため、医師住宅などの環境を整備する。 【高齢者】 <福祉サービスの提供> ・交通空白地での福祉バス定期運行、外出機会を促すお出かけサポート券、公共交通機関の利用が難しい方の通院の足を確保する移送サービスを維持する。 【障がい者（児）】 <住まいの確保> ・一人で生活できない精神障がい者を対象としたグループホームの設置のため、町営住宅をグループホームで活用するなど、住まいの確保に向けて検討を進める。
災害に強く、安全安心な生活環境で幸せをつくる	【防災】 <避難所指定の見直し等> ・老朽化の著しい指定避難所の指定の見直しや避難所の生活環境の改善に努める。 【住環境】 <移住・定住の促進> ・黒松内町での生活の支援制度や空き家・空き地の情報提供など、黒松内で生活

	しやすい環境を整備する。 ・未利用町有地を宅地として販売し、定住へとつなげる。 ・公営住宅以外の受皿として、世帯向け賃貸住宅の整備を促進するため、民間企業に対して建設費の一部を助成する。 ＜まちなか居住の推進＞ ・市街地外で暮らす高齢者等がまちなかで安心して居住できる環境を整備するとともに、発生する空き家や土地を活用する、黒松内型のまちなか居住について検討し、取り組む。 ・町内で働く若者や外国人労働者などのための共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）や職員住宅などの整備を支援する。 ・障がい者向けのグループホームとしての利用など町営住宅の新たな活用策を検討する。 ＜現代の暮らしに対応した住宅環境の整備＞ ・住生活基本計画に基づき、老朽化した公営住宅の建替えや改善、空き家の有効活用をはじめ、北方型住宅などの良質な住宅の建設促進など、総合的な住宅対策を促進する。 【上下水道】 ＜安全で安心な水の安定供給＞ ・定期的な水質検査を実施するとともに、町水道の維持管理を適正に行い、老朽化した設備を計画的に更新し、必要な機能を確保する。 ＜快適で衛生的な生活環境の確保と水環境の保全＞ ・下水道施設及び浄化槽の維持管理を適正に行い、河川等の水環境を継続的に保全し、老朽化した設備を計画的に更新する。 ・下水道区域以外の浄化槽未設置者の設置を促進し、快適で衛生的な生活環境の確保と水環境を保全する。 ＜将来にわたる安定的な経営の継続＞ ・既存の設備の計画的な更新を行うとともに、事務事業の効率化による経費節減や適正な使用料の設定等を行う。 ・簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計に公営企業会計を適用し、経営基盤を強化する。 【道路・河川・克雪】 ＜安全・安心な道づくりの推進＞ ・国道・道道の安全・安心な道づくりと維持管理を要望するとともに、町が管理する橋梁の長寿命化など、適切な維持管理に努める。 ＜安全・安心な川づくりの推進＞ ・道河川の安全・安心な治水対策を要望するとともに、普通河川における豪雨時の安全管理の徹底に努める。 ・特に氾濫の危険性が高まっている市街地を縦貫する寺の沢川について、早急な安全対策に取り組む。 【公共交通】 ＜町が運行する公共交通路線の維持＞ ・利用者の意見・要望を聞きながら、効率的で効果的な運行形態を検討し、交通弱者の生活に最低限必要な新たな移動手段を模索する。 ＜既存の公共交通路線の確保＞ ・新たな移動手段を整備するまでの間、既存の民間バス路線の確保に努める。 ・関係機関と連携し、北海道新幹線整備後に必要な公共交通体制について検討する。
一人ひとりが主役となり、想いをつなげて幸せをつくる	【広域行政】 ＜広域連携のあり方の研究＞ ・市町村合併、定住自立圏構想、道州制の動向等も勘案しながら、多様な広域連携のあり方について、調査・研究する。

(2)第2期黒松内町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)

【目標等】

計画期間	令和2(2020)年度～令和6(2024)年度
位置づけ	第4次総合計画前期基本計画で定めた3本の重点プロジェクトを基本に、人口減少対策、関係人口や稼ぐ地域の創出・拡大といった新たな視点を取り入れた基本目標を設定し、地方創生の実現に向けて多角的に取り組む。
戦略プラン	①働きたくなるまちをつくる ～ブナ里ウェルフェアプロジェクト ②暮らしたくなるまちをつくる ～ブナ里ウォーカーブルタウンプロジェクト ③訪れたくなるまちをつくる ～ブナ里ビレッジプライドプロジェクト

【都市計画関連施策】

戦略プラン	事業内容
働きたくなるまちをつくる ～ブナ里ウェルフェアプロジェクト	①外国人労働者の雇用 ・外国人労働者確保のために「外国人介護福祉人材育成支援協議会」などへの加盟 ・仕事と働き手のマッチング「黒松内ハローワーク」事業の ②住まいの確保 ・共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)や世帯向け民間賃貸共同住宅の整備支援、町営住宅のグループホーム化など新たな活用策の検討 ・自家住宅建築奨励金や自家住宅取得奨励金、自家住宅リフォーム奨励金などの定住支援制度の実施 ・ささやか暮らしの支援制度に基づく各種生活応援事業の実施 ・空き家空き地BANK事業の実施 ③多文化共生社会の実現 ・町民と外国人の交流サロンなどの開催 ・日本語教室などの学習支援、日本の文化・風習を学ぶための生活支援
暮らしたくなるまちをつくる ～ブナ里ウォーカーブルタウンプロジェクト	①みんなが幸せに ・生涯学習活動を促進し、町民の利便性を高め、ニーズに対応した「学びと子育て」の多世代交流複合拠点施設の整備 ・ささやか暮らしの支援制度に基づく各種生活応援事業の実施 ・空き家空き地BANK事業の実施 ・町内就業者の住宅環境の改善 ②みんな集まって、歩いて健康に ・フットパスや森林療法、ノルディックウォーキング、健幸ポイント事業などの推進 ・市街地の防災対策・道路等周辺環境の整備、寺の沢川の水害対策・遊歩道・人道橋の整備、屋外公園の整備など
訪れたくなるまちをつくる ～ブナ里ビレッジプライドプロジェクト	①まちに誇りを ・(株)ブナの里振興公社(歌才自然の家・道の駅・温泉)や(一社)黒松内町観光協会、黒松内ぶなの森自然学校と町(トラ・ヴェール・ミニビジターセンター・オートキャンプ場ル・ピック)が観光資源を一体的にPR、協働で積極的な事業を展開 ・流通体制の確立とともに、パッケージやロゴを統一し「黒松内ブランド」として、地域全体で売り込む効果的なプロモーションを展開 ・観光に携わる方々のモチベーションを高める取組や事業者間の連携強化を支援し、自らの仕事に誇り持ってもらうことで、担い手を育成・確保 ②みんなで稼ぐ ・観光交流拠点である「道の駅」の集客機能強化のため、施設の大規模改修実施 ・栽培や育成手法にこだわった農畜産物、希少な水産資源といった魅力的な潜在資源の付加価値を高め、新たな特産品を開発 ・日本文化や生活体験など飾らない本町オリジナルの体験メニューを提供 ③関係人口の増加 ・ふるさと納税寄附者やリピーター、本町出身者などのネットワークを活かしたPR活動『ふるさと応援大使(仮称)』事業の実施 ・SNSでの積極的な発信、フォトコンテスト等のイベント開催、民間企業との連携などのプロモーション戦略を実施 ・企業版ふるさと納税制度などの積極的な活用

(3)黒松内町人口ビジョン(令和 2 年 3 月)

【目標と対策】

目標年次	令和 27 (2045) 年度
位置づけ	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、今後の人口減少や地域経済縮小への歯止めをかけるための対策として、長期的な人口推計を展望する
将来人口の推計	2045 年:1762 人 (対策なし)、2048 人 (対策あり)
人口減少への対策	・若者世代が定住したくなる環境、子育て世代が移住・帰郷しやすい環境を整備する。 ・若者世代や子育て世代に町に暮らし続けてもらうための取り組みを行う。 ・「福祉のまち」の充実した医療福祉サービスを資源に、外国人介護人材の積極的に雇用し、地域に世代や国籍を問わない仕事をつくる。

(4)黒松内町公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)

【目標等】

対象期間	平成 28 (2016) 年度～平成 37 (2025) 年度
目的	公共施設等の全体像を明らかにし、人口減少や厳しい財政状況等、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】 (公共施設)

供給に関する方針	【機能の複合化等による効率的な施設配置】 ・老朽化が著しいが、町民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、施設の統合や機能の複合化等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図る。
	【施設総量の適正化】 ・町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図る。
品質に関する方針	【予防保全の推進】 ・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努める。
	【計画的な長寿命化の推進】 ・建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ、今後見直しも検討している「黒松内町耐震改修促進計画」に基づく耐震化を推進するとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図る。
財務に関する方針	【長期的費用の縮減と平準化】 ・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図る。
	【維持管理費用の適正化】 ・施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めるが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討
	【民間活力の導入】 ・PPPやPFIなどの手法が活用できる場合は、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図る。

(インフラ施設)

供給に関する方針	【社会構造変化に対応した適正な供給】 ・社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図る。
品質に関する方針	【長寿命化の推進】 ・道路、橋りょう、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行う。
財務に関する方針	【維持管理の適正化】 ・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図る。
	【民間活力の導入】 ・PPPやPFIなどの手法が活用できる場合は、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図る。

(実施方針(抜粋))

統合や廃止の推進	【今後解体が予定される建物】 ・黒松内町役場第1分室 ・ブナの森診療所 ・国民健康保険診療所職員宿舎 ・普通住宅（北7区 移住体験ハウス） ・黒松内町生活改善センター ・職員住宅（職4） ・職員住宅（職35、36） ・地域住宅（熱郭1） ・地域住宅（豊幌1）
----------	---

(5)黒松内町公共施設個別施設計画(平成29年3月)

【目標等】

対象期間	令和3(2021)年度～令和31(2049)年度
目的	公共施設総合管理計画に基づき、施設ごとの取組方針等を示す。

【各施設等の管理の方針基本方針と更新・除却予定の施設】

(行政関連施設)

基本方針	・長寿命化を図ることを前提に、修繕による対応を中心に行う。
更新・除却予定の施設	・町長車庫（更新）

(社会福祉医療施設)

基本方針	・作開保健福祉館は建設より40年が経過し、今後は人口動向を鑑みながら修繕を行い、長寿命化を図る。 ・保健福祉センターや介護老人保健施設湯の里・黒松内については、長寿命化を柱にして維持管理を進める。また、その施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討する。
更新・除却予定の施設	・旧国民健康保険病院（除却） ・旧国民健康保険病院 車庫・看護婦宿舎・寄宿舍・寮舎・渡廊下（除却）

(産業関連施設)

基本方針	・町営作開牧場については、農業生産の維持及び経営の安定を図りつつ、施設の稼働状況を確認する。 ・それ以外の施設も含め、償却が進むにつれて、今後は人口動向等に合わせた建て替えや統廃合を視野に入れる。
更新・除却予定の施設	・町営作開牧場 職員室・車庫・畜舎（更新）

(集会所・地域会館)

基本方針	・老朽化の状況と利用者状況やニーズに応じて、長寿命化を柱に、建て替えや複合化等を検討する。
更新・除却予定の施設	・なし

(社会教育施設)

基本方針	・施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めるが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討する。
更新・除却予定の施設	・熱帯地区生涯学習館 研修室（除却） ・豊幌地区生涯学習館 研修室・渡廊下（機能移転） ・豊幌地区生涯学習館 体育館（機能移転）

(社会体育施設)

基本方針	・施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めるが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、修繕や建て替えを視野に入れながら地域住民のコミュニティとして活用する。
更新・除却予定の施設	・黒松内町運動公園 便所（更新）

(教職員住宅)

基本方針	・学校数及び教職員数に留意し、修繕や解体等も踏まえ更新時期の分散化を図る。
更新・除却予定の施設	・なし

(職員住宅)

基本方針	・教職員住宅同様、人口動向に留意し、修繕や解体、売却、転売等も踏まえ更新時期の分散化をしながら毎年の事業費の平準化を図る。
更新・除却予定の施設	・住宅（共 1, 2, 7, 8、職 3, 4, 5, 6, 16、職共 3, 4, 5, 6）（更新）

(子育て支援施設)

基本方針	・施設件数が 1 施設ということもあり、長寿命化を軸に施設の維持管理を進めるが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、多機能を加えた複合化も視野に入れながら検討する。
更新・除却予定の施設	・なし

(その他施設)

基本方針	・施設の老朽化や利用者ニーズを加味した上で、人口動向に留意しながら長寿命化を軸に維持管理を進める。
更新・除却予定の施設	・旧後志大成簡易郵便局（除却）

(6)第2次黒松内町空家等対策計画(令和 5 年 1 月)

【目標等】

対象期間	令和 5 (2023) 年度～令和 9 (2027) 年度
位置づけ	・空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、黒松内町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。
対策の実施に関する基本的な方針	1. 所有者等による管理の原則 2. 特定空家等の増加の抑制 3. 措置内容等の適正性及び透明性の確保

【空き家等の利活用に対する取組(抜粋)】

空き家等の利活用促進体制の整備	【黒松内町空き家バンク等】 ・黒松内町空き家バンクにおいて、町内にある空き家の物件情報を登録・公開する。 ・広範囲な情報公開を求める物件所有者には、しりべし空き家バンクへの物件登録を支援する。
	【移住・定住ホームページ】 ・移住・定住希望者向けのホームページにおいて、町の魅力を発信する。 ・住まい、仕事等、移住希望者が求める情報を集約して発信する。
	【空き家相談窓口】 ・空き家等の管理や利活用に困っている所有者や、空き家等を探している者、空き家等の所在地の周辺住民等からの空き家等に関する相談を受けるワンストップ窓口として、企画環境課に「空家相談窓口」を設置する。
空き家等を利活用する者への支援	【定住コンシェルジュ】 ・移住後の本町での生活イメージをリアルに発信する定住コンシェルジュを配置する。
	【補助金の交付】 ・永住を前提として 5 年以上にわたって本町に居住することを確約できる者に対して補助金を交付する。
	【空き家等情報登録制度】 ・町内家屋利用希望者に対し、北海道やしりべし空き家 BANK 協議会が実施している空き家バンク事業を周知する。 ・利用希望者に既存の空き家等の情報を発信する。
町による空き家等の利活用	【町の施策に資する空き家等の利活用】 ・人空き家等の利活用等を町が積極的に実施することが適当と判断した場合は、当該空き家等の利活用を検討する。

(7)黒松内町国土強靱化計画(令和2年3月)

【目標等】

対象期間	令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度
位置づけ	・基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる。 ・総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な観点に立って一体的に推進する。
基本方針	・人命保護の最優先と町民財産の保護 ・生活上最低限必要となるインフラ（電気、ガス、上下水道、燃料等）の保全と確保 ・地域経済維持上、最低限必要となるインフラ（道路交通、情報通信等）の保全と確保 ・公共施設の保全
基本目標	・人命の保護が最大限図られること ・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ・町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること ・迅速な復旧復興がされること

【想定災害と被害】

- ・直下型巨大地震による建造物倒壊、道路・橋梁崩壊、土砂崩れ・地滑り、上下水道管路の破損、電柱倒壊及び電線・光回線断線等
- ・朱太川（同支流含む。）の内・外水氾濫による建造物浸水・倒壊、耕作地冠水及び崩壊
- ・豪雪による建造物倒壊、除排雪用重機の破損、電線・光回線断線及び道路途絶等交通障害
- ・暴風による電柱倒壊、電線・光回線断線、建造物（ビニールハウス含む。）倒壊及び・森林の風倒被害等
- ・上記の災害による住民等の死傷・健康被害

【都市計画関連内容】

備えるべき項目	脆弱性に対する施策分野の評価
最大限の人命保護	1. 地震による建造物崩壊・土砂崩れ・火災に伴う死傷者の発生 【住宅・建造物等の耐震化】 ・福祉関連施設をはじめ公共施設については、多くの建物が耐震化改修を終えているものの大規模地震が発生した場合には倒壊の恐れがあり、必要な耐震化整備を進める必要がある。 ・指定避難所、福祉避難所に指定している25施設の内、1ヶ所については耐震化が未実施の状況にあり、倒壊・天井脱落対策等の耐震化整備の促進または、代替施設への避難所指定変更の必要がある・地域経済維持上、最低限必要となるインフラ（道路交通、情報通信等）の保全と確保 ・町営住宅の耐震化率は90%であるが、残り10%の耐震化を進める必要がある。 【建造物等の老朽化対策】 ・「黒松内町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。 ・町営住宅の老朽化対策については、「黒松内町 住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、改善等の実施が必要である。 【避難場所等の指定・整備】 ・災害種毎の避難所の見直し・再指定の実施、適切な避難経路の設定、避難体制の確保の実施が必要である。 【緊急輸送道路等の整備】 ・国や北海道と連携を図り、整備の推進が必要である。 ・緊急輸送道路等の沿道建造物の耐震化の推進が必要である。
被災地での食料・飲料水等、生命等に係る物資供給の長期停止	1. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 【物流】 ・主要幹線道路が途絶した場合、食料等の輸送が困難となることから、非常時における町内企業・店舗等と物資提供に関する協定締結や関連する対策を協議する必要がある。 3. 被災住民に対する医療・福祉機能の麻痺 【道路改良・橋梁の長寿命化の実施】 ・近隣市町村から支援を受ける必要があるとき、町内主要幹線道路が途絶・分断する可能性があることから、災害支援の重要基盤である国道・道道及び付随する橋梁等の整備・補強（強靱化）を要望する必要がある。
ライフラインの確保	4. 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 ・地域交通の麻痺により、移動に支障をきたす住民が予想されることから、町内のタクシー会社との協定締結が必要である。 ・避難時や災害後の住民移動手段としてのバスの運行が見込まれることから、委託会社との災害時協定の締結が必要である。
経済活動の維持	2. 町内外における物流機能等の大幅な低下 【交通インフラ】 ・国道5号、37号、229号及び町内主要道道の道路整備、橋梁等の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を北海道開発局（国土交通省）に要望する必要がある。
迅速な復旧・復興	1. 災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅延 ・災害復旧時に大量に排出されるであろう災害廃棄物を集積する場所を指定するとともに、その処理要領も検討する必要がある。

(8)黒松内町地域防災計画(令和5年8月)

【目的】

目的	・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、及び黒松内町防災会議条例（昭和 37 年条例第 12 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、黒松内町防災会議が作成する計画。 ・黒松内町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てをあげて、黒松内町民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、関連する事項を定め、黒松内町防災の万全を期することを目的とする。
----	--

【災害予防計画(抜粋)】

土砂災害予防計画	【急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画】 <急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策> ・住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、町計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 ・危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常の報告や住民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。 <急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策> ・住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 【土石流予防計画】 ・住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、町計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 ・危険区域の住民に対し、河川等の異常の報告や住民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。
建築物災害予防計画	【予防対策】 ・建築物の火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。 ・公共施設及び一般住宅を含め、耐震診断等を行とともに、耐震が不足する建築物の耐震改修等を積極的に推進するものとする。 【がけ地に近接する建築物の防災対策】 ・がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建設制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
避難体制整備計画	【避難場所の確保及び標識の設置】 ・大規模災害等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。 ・大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。 【避難所の確保及び管理】 ・災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難所を予め選定、確保し、整備するものとする。併せて、障がい者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなどの態勢が整備された福祉避難所を指定する。 ・隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図るとともに近隣市町村等に指定緊急避難場所を設けるよう努めるものとする。
積雪・寒冷対策計画	【雪に強いまちづくりの推進】 ・住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるものとする。

1-3 両町に関係する計画等

(1) 北海道後志地域公共交通計画(令和4年7月)

【目標等】

対象期間	令和4(2022)年度～令和8(2026)年度
位置づけ	・国の法制度・関連計画や北海道の上位・関連計画を踏まえ、後志地域の各市町村の策定済みの地域公共交通計画や関連計画等との整合を図りながら、後志地域の公共交通政策のマスタープランとして策定するもの。
目指すべき将来像	北海道新幹線札幌開業などの地域の将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークの構築
基本方針	1. 地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保 目標①：中心都市間をつなぐ広域交通ネットワークの確保 目標②：中心都市と周辺市町村をつなぐ広域交通ネットワークの確保 目標③：公共交通の担い手確保による路線維持 2. 市町村内の生活圏交通と幹線・こういきこうつうの接続性向上、交通拠点の機能強化 目標④：幹線交通・広域交通・生活圏交通の接続の円滑化 3. 公共交通の利用促進・持続性確保 目標⑤：公共交通の利便性向上と理解醸成による利用促進 目標⑥：観光資源や大規模イベント等を活かした利用促進

【都市計画関連施策】

広域交通の確保の方針	【取組概要】 <後志地域の幹線・広域交通の定義> ・小樽市(・札幌市)・倶知安町・岩内町・余市町・長万部町を後志地域の公共交通ネットワークによる中心都市ととらえて公共交通ネットワークを形成する。 【寿都～黒松内～長万部間の広域交通の確保方針】 路線： JR函館本線、黒松内線(寿都～黒松内)、長万部線(黒松内～長万部) 役割： 黒松内から長万部への通学、黒松内から岩内へのアクセス時の利用、一部の旅行者の利用など、南後志地区の各町をつなぐ唯一の区間 確保方針：現在の公共交通の移動形態や北海道新幹線札幌開業後の移動ニーズを踏まえ、並行在来線(長万部～小樽)の廃止に伴うバス転換に向けた運行経路、ダイヤの設定などについて検討するとともに、交通事業者への支援を継続しながら、現在の交通体系を維持していく(黒松内線・長万部線)。
広域交通の確保に向けた運行形態の見直し等の検討	【取組概要】 <エリア・路線ごとなどの検討体制の確保> ・バス路線や当該路線に関わるエリアなど、検討対象を限定した検討体制を確保し、地域の実情に即したきめ細やかな議論により、各路線・エリアにおける運行形態の見直しや利用促進策などの検討・協議を行っていく。 ・運行形態の見直し等の検討にあたっては、北海道新幹線札幌開業や並行在来線の廃止・バス転換など、幹線・広域交通ネットワークの将来像も見据えた上で、各エリアにおけるバス路線等の公共交通の最適化を検討していく。
幹線・広域・生活圏交通間の乗換環境の向上	【取組概要】 <ダイヤ見直しや新たな生活圏交通の導入等による広域交通と生活圏交通の接続性向上> ・公共交通の空白地域においては、各市町村において、地域公共交通計画を策定し、コミュニティバスやデマンド交通などを導入するなど、市町村の中心部や広域交通にアクセスできる生活圏交通の確保のための検討を進める。

(2)長万部町・黒松内町・豊浦町3町連携会議に関する協定(はしっこ同盟)

目的	3 町が北海道新幹線長万部駅の開業効果を最大限に発するため、行政及び商工会や観光協会などの関係団体が連携を取り合い、新たな新幹線駅圏域を強みとして3 町地域の発展を図ること
連携の事項	(1) 交通アクセスに関すること (2) 商工・観光振興に関すること (3) 移住・定住政策に関すること (4) 教育・文化に関すること (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること
協定締結日	平成31年4月12日